令和８年　９月　２日（水曜日）

○議事日程（第１号）

令和８年９月２日（水）午前１０時００分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　行政報告

日程第　５　一般質問（別紙のとおり）

日程第　６　同意第　３号　教育委員会委員の任命について

日程第　７　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　８　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　９　諮問第　３号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第１０　承認第　６号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町一般会計補正予算（第２号））

日程第１１　承認第　７号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第１号））

日程第１２　議案第２８号　東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第１３　議案第２９号　東庄町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第１４　議案第３０号　道路改良工事（１工区完成断面工事その２）請負契約の締結について

日程第１５　議案第３１号　令和８年度東庄町一般会計補正予算（第３号）

日程第１６　議案第３２号　令和８年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第１７　議案第３３号　令和８年度東庄町食肉センター特別会計補正予算（第１号）

日程第１８　議案第３４号　令和８年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第１号）

日程第１９　議案第３５号　令和８年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第１

号）

日程第２０　議案第３６号　令和８年度東庄町水道事業会計補正予算（第２号）

日程第２１　報告第　３号　債権放棄の報告について

日程第２２　認定第　１号　令和７年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第２３　認定第　２号　令和７年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２４　認定第　３号　令和７年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２５　認定第　４号　令和７年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２６　認定第　５号　令和７年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２７　認定第　６号　令和７年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第２８　認定第　７号　令和７年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

日程第２９　認定第　８号　令和７年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について

日程第３０　休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（１３名）

１番　海　宝　和　宏　君

２番　渡　邊　幸　江　君

３番　前　田　君　江　君

４番　岩　井　弘　晃　君

５番　越　川　良　男　君

６番　桜　井　荘　一　君

７番　宮　澤　　健　君

８番　大　網　正　敏　君

９番　板　寺　正　範　君
１０番　佐久間　義　房　君
１２番　鈴　木　正　昭　君
１３番　山　崎　ひろみ　君
１４番　栁　堀　　忠　君

○欠席議員

なし

○出席説明員（１１名）

町長	岩田利雄	君
副町長	向後喜一朗	君
総務課長	香取康成	君
町民課長	宇ノ澤　修	君
まちづくり課長	堀江弘之	君
健康福祉課長	髙木多恵子	君
会計管理者	堀江香澄	君
病院事務長	石毛　正	君
農業委員会事務局長	竹田寿幸	君
教育長	石橋宏克	君
教育課長	郡　伸明	君

○出席事務局員（３名）

事務局長	布施光規	
次長	向後順子	
主査	白石直人	

（午前１０時００分　開会）

議長（栁堀　忠君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和８年９月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る７月２８日に発生した令和８年熊本地震及び８月１３日に発生した令和８年８月千葉豪雨により被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げますと共に、地震により貴い命を亡くされた方々のご冥福を祈り、１分間の黙祷をささげたいと思います。全員ご起立ください。

（黙　祷）

議長（栁堀　忠君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、９番　板寺正範君、５番　越川良男君、両名を指名します。

日程第２、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から９月１１日までの１０日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

８番（大網正敏君）

議会運営委員長の大網でございます。それでは、令和８年９月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る８月２６日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されております案件は、町長提案２４件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から９月１１日までの１０日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第１日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は４人の議員から通告がありましたので、これを行い、延会とい

たします。

第２日目の３日には、同意第３号及び第４号、諮問第２号及び第３号を上程し、採決を行い、続いて、承認第６号及び第７号、議案第２８号から議案第３６号を順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第３号の報告を受けた後、認定第１号から認定第８号までの令和７年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託して、休会の件を諮り、散会といたします。

第３日目の４日から１０日までは休会としまして、この間、４日、７日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日の１１日は、時間を午後２時３０分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第１号から認定第８号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会後、全員協議会を開催して、行政執行上の報告を行う予定でございます。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わりにします。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から９月１１日までの１０日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から９月１１日までの１０日間に決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。去る令和８年７月２９日、高木武男議員から一身上の都合により、令和８年７月３１日をもって議員辞職したい旨の辞職願の提出がありました。令和８年７月３１日、地方自治法第１２６条ただし書の規定により、議員辞職を許可しましたので、東庄町議会会議規則第９８条の規定により報告

いたします。

次に、議会の会務報告を行います。

６月定例会以降の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、令和８年５月２５日から８月２３日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、１ページ目、庶務関係で、７月２２日に表彰条例による表彰式を行いました。今回は、善行表彰で４団体を表彰させていただきました。

次に、７月２９日に第２回行政協力員まちづくり会議を開催し、町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行っていただきました。

次に、１ページ目、下段からの防災関係でございますけれども、東今泉揚排水機場において排水ポンプ設置訓練を実施いたしました。これは盗難被害により現在稼働することの出来ない揚排水機場のポンプの代わりに、国所有の排水ポンプ車を借用いたしました。大雨による内水を排水することを想定し、実際に担当する職員の訓練をいたしました。また、全職員及び全行政協力員を対象に情報伝達訓練を実施いたしました。災害が起こった際に早急・的確な対応が出来るよう、今後も継続して防災体制の構築に努めてまいります。

次に、２ページ目、上段からの企画関係でございますけれども、６月２５日にふるさと納税の中間事業者プロポーザルを実施いたしました。事業の運営体制の抜本的な見直しを行い、本町の認知度の更なる向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、２ページ目、下段に記載のＤＸ推進関係でございますけれども、町民を対

象としたスマホ教室を２回開催しております。特に高齢者の方を対象に身近なＤＸ技術を活用していただけるよう、支援していきたいと考えております。

続いて、３ページ目、中段からの町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係では４ページ目、下段まで記載のとおり、各種通知書、督促状の発送をしております。今後も町財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、５ページ目、上段からの戸籍住民票関係でございますけれども、６ページ目、中段に記載の個人番号カード関係で、期間中のカード交付件数は１５３件でございました。現在も継続的に休日交付を実施し、更新を含めた申請補助を積極的に行ってまいります。

次に、８ページ目、中段からの環境関係で、５月３１日にゴミゼロ運動を実施いたしました。当日は町内各自治会にご協力をいただき、１，２９０キログラムの不燃物、可燃物を収集していただきました。

続いて、９ページ目、上段からの健康福祉課の関係でございますけれども、子育て支援関係で、１０ページ目、中段に記載のとおり、児童手当や子育て応援祝金、妊婦支援給付金をそれぞれ支給しております。これらの子育て支援に関係する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援対策の充実を図ってまいりたいと思います。

１３ページ目、上段からの地域包括支援センター関係では、各種介護予防事業を実施しております。引き続き介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、１３ページ目、下段からのまちづくり課の関係でございますけれども、建設関係で舗装補修工事等１８件の工事と、１４ページ目、下段からの測量業務委託等９件の委託業務を契約しております。

次に、１６ページ目、上段の農林水産関係では、水稲病害虫一斉防除事業といたしまして、ドローンでの農薬散布を４日間、延べ９０３ヘクタールを実施いたしました。今後もドローンを各種事業に有効活用していきたいと考えております。

次に、商工・観光関係では、１７ページ目、上段に記載されたとおり、東庄ポーク＆ビア夏祭り２０２６が開催され、３日間でおよそ１万８，０００人の方々が来場されました。

次に、１７ページ目、中段の水道関係でございますけれども、水道事業重要配水

管更新第１３号工事等、３件の工事を契約しております。

最後に、１９ページ目、上段の東庄病院の関係でございますけれども、一日あたりの平均患者数は一般病棟入院患者数が約１８人、介護医療院入所者数が約３４人、外来患者数が約９２人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料２０ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係です。５月から７月にかけて定例教育委員会を３回開催しました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、長期欠席児童生徒対策委員会など、様々な会議を実施しております。

次に、契約関係です。東庄中学校屋内運動場改修工事など８件の業務を行っておるところでございます。詳細は資料のとおりでございます。

続いて、生涯学習関係です。

初めに、生涯学習事業でございますが、文化財審議会など、様々な会議を資料のとおり実施しております。

社会体育事業としましては、スポーツ少年団交流会をはじめ４件のスポーツ関係のイベントや会議を行いました。

公民館事業としましては、歴史教室、放課後子ども教室を資料のとおり行っております。

続いて、契約関係でございます。業務用冷凍冷蔵庫購入など、６件の契約を行いました。

最後に、学校給食センター関係です。契約としましては、東庄町学校給食センター空調設備フィルター交換業務委託など２件の契約を行いました。

以上で教育委員会行政報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

これで行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前１０時２５分からとします。

（午前１０時１６分　休憩）

（午前１０時２５分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第５、一般質問を行います。一般質問にあたり、板寺正範君より事前に資料を配付したい申出がありましたので、これを許可いたしました。

通告順に発言を許します。

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

皆さん、おはようございます。９番、板寺正範です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきました皆様に心より御礼申し上げます。

本日は、三つのテーマについて町長並びに執行部の皆様にお伺いしてまいります。それでは質問に入らせていただきます。

質問事項１、岩田町長８期３２年にわたる町政運営の総括と今後の進退について。

質問要旨１、長年にわたる町政運営の振り返りと総括を伺います。

まず、町長のこれまでの歩みについて伺います。

町長は、町議会議員を４期務められた後、町長に就任され、現在８期目を迎えられております。町議会議員時代を含めれば、実に長きにわたり東庄町の発展と町民の暮らしのためにご尽力をいただきました。この間、町政を取り巻く環境は大きく変化しました。想像も出来なかったような様々な大きな課題に直面してこられたことと思います。その一方で、町長は情に厚く、町民との距離が近く、常に町民の声に耳を傾けながら町政を運営されてきました。

そこで伺います。町長は８期３２年にわたる町政運営を振り返り、どのように総括されていますでしょうか。

次の質問からは自席にて一問一答で行います。

議長（栁堀　忠君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、板寺議員のご質問にお答えをいたします。また、身に余るお言葉をいただき、誠にありがとうございました。

私が第１２代東庄町長に就任したのは、平成７年１月２１日のことであります。その４日前、１月１７日の未明、阪神・淡路大震災が発生をいたしました。６，０００人を超える貴い命が一瞬にして失われました。就任式の壇上に立ちながら、私は喜びよりも深い問いを抱えながらおりました。もしこの町、東庄でこのような災害が起きた時、私は本当に町民の命を守ることが出来るのか、この問いが私の３２年余りの町政を貫く、そしてまた変わらぬ原点であります。就任にあたり、私は、公平誠実、そして清潔を基本姿勢として掲げ、誰もが住んでみたいと思える町を官民一体となって作り上げることを最大の目的といたしました。そして小さくともキラリと光るまちづくりという言葉を旗印に３２年間歩んでまいりました。

３２年が経った今、その目標に対してどう総括するか正直に申し上げます。

成果としてあげられることが四つあります。

一つ目は、住民サービスを守りながら、健全財政を堅持し続けたことであります。人口減少が続く厳しい財政状況の中にあっても、町民サービスを低下させることなく、財政の健全性を維持し続けることが出来ました。これは議員各位と執行部が一丸となって取り組んだ成果であります。

二つ目は、東庄町健康づくりの里構想を実現したことであります。平成１０年３月に策定をいたしたこの構想は、利根川を見下ろす高台を拠点に保健・医療・福祉・介護を一体化し、住民が安心して暮らせる環境を作るという東庄ならではのまちづくり計画でありました。就任時に掲げた国保東庄病院を中心とした総合福祉センター構想の実現、その言葉どおり、１０年がかりで医療・保健・福祉の拠点づくりを実現することが出来ました。病院をつくるというよりは、病人をつくらないということがまず先決であります、という信念のもと取り組んだ成果が後期高齢者１人当たり医療費、国民健康保険の１人当たりの医療費が共に県内で最も低い自治体となりました。地道な努力が実を結んだものと誇りに思っております。これは町民の皆様お一人お一人の健康への意識と努力のたまものであります。

三つ目は、子供達への投資を惜しまなかったことであります。県内でいち早く１８歳までの医療費無償化を実現し、国や県に先駆けて給食費の全額助成を実現してまいりました。就任時に掲げたお年寄りと子供達を大切にする環境づくりの理念を

形にすることが出来たと考えております。

四つ目は、行政をオープンにし、町民との信頼関係を築いたことであります。行政協力員まちづくり会議を設置し、区長さんを通じて町民の声が直接届く仕組みを整えてまいりました。就任時に申し上げた町と皆さんが活性化のために話し合うこと、これが最大のテーマ、その言葉を形にしたものであります。振り返れば、ここまで歩んでこられたのは、ひとえに議員各位の温かいご指導と町民の皆様の深いご支援があったからこそであります。改めて心の底から感謝を申し上げます。

以上であります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

それでは、質問要旨２、１２月に実施される東庄町長選挙に向けた今後の進退について所見を伺います。

これまでの町長の歩みと東庄町に対するご尽力について、改めて深い敬意を表します。さて、町長の今後の進退については、町民の皆様も大きな関心を寄せているところであります。そこで率直に伺います。１２月の東庄町長選挙について、町長はどのようにお考えでしょうか。今後の進退について現時点でのお考えをお聞かせください。

議長（栁堀　忠君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ご質問にお答えをいたします。

１２月の町長選挙には出馬しないことをここに明らかにいたします。今期をもちまして東庄町長の職を退く決意であります。不出馬を決意した理由は、正直にお伝えしたいと思います。

私は、今年、７９歳となりました。気づけば私の人生の大半を東庄町の町政と共に歩んでまいりました。この年齢を重ねた今、新しい時代には新しいリーダーが必要であります、という思いが私の中で静かに、しかも確かなものとなっております。これが不出馬の決意をした正直な理由であります。

幸いにして、長きにわたり健康に恵まれ、そしてまた８期３２年余りの間、全力

で町政に向き合うことが出来ました。それは私にとって何よりも代え難い、誇り高き歳月でありました。東庄町は次のリーダーに任せる、そして揺るぎない土台があります。長年にわたり積み上げてきた健全財政という盤石な基盤、そして行政協力員まちづくり会議に象徴される町民と行政が共に築いてきた深い信頼関係、この財産を次のリーダーが必ず生かしてくださると私は信じております。残りの任期におきましては、一切の手を抜くことなく、最後の一日まで全力で町政に取り組んでまいります。それが長年にわたり私を支えてくださった町民の皆様、議員各位への私なりの感謝の表し方であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

町長のお気持ちを受け止めさせていただきました。

最後に、町民の皆様への思いと東庄町の未来についてお伺いします。

町長は、町政の先頭に立ち、多くの町民の皆様と直接触れ合いながらまちづくりを進めてこられました。地域の行事や祭り、各種団体の活動など、様々な場面で町民の皆様との交流を重ねてこられたことと思います。

そこでお伺いします。町民の皆さんとの交流の中で、今でも心に残っている出来事や言葉がありましたらお聞かせください。

また、これまでの経験を踏まえ、町長が町民の皆様に伝えたいメッセージがあれば是非お聞かせいただければと思います。

議長（栁堀　忠君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

３２年間の記憶が今、一度に押し寄せているようであります。どれか一つを選ぶことが難しいほど、数え切れないほどの出会いと言葉がこの胸の中にあります。地域の祭り、各種行事、そうした場で町民の皆さんと直接言葉を交わすたびに、この人達のために何か出来ないか、働かせてもらいたいという思いが新たに、そして強くなってまいりました。

東庄ふれあいまつりは、町の活性化と町民の触れ合う場を提供することを目的として、長年町民に親しまれてきた東庄町を代表するイベントであります。

また、役場の駐車場を開放して始めたポーク＆ビア夏祭りも東庄町への関心と愛着を育み、育てたいという思いから生まれたものであります。子供からお年寄りまで、世代を超えた町民の皆さんが笑顔でふれあうこうした場に立ち会うたびに、この町がかけがえのないものであると胸が熱くなります。

また、旧三水村、現在の飯綱町との地域間交流を通じて、人と人とのつながりこそが町の力であるということを改めて深く学ばせていただきました。コロナ禍の中にあっても、一度も途絶えることなく続いてきたこの交流は、東庄町の誇りであります。

私が長年にわたり心の底から感じてきたことがあります。それは、東庄町の町民の皆さんの深い寛大さと温かさであります。長年にわたり苦情の少ない、そして温かい町民に支えていただいて、この事実こそが私の何よりの誇りであります。また、生涯の宝であります。

町民の皆様へ最後にお伝えしたいことがあります。ふるさとが人を育み、人がふるさとを創る、この言葉は、私が所信表明で幾度も申し上げてきたことであります。変わらぬ信念であります。東庄町の本当の力は、役場にあるものではありません。この町に生き、この町を愛する一人一人の町民の皆さんの中にあります。そして、そういう思いが今の町をつくってきた、そういう思いであります。

他にもいろいろな出来事がありましたけれども、どうかこのまま東庄町を誇りに思い続けてください。そして次の世代の子供達にこの町の豊かさと温かさを伝え続けてください。子供達がこの東庄町で育ち、やがて東庄町を支え、創ってもらうことが私の夢であります。願いでもあります。この思いは、私が町長の職を退いた後も永遠に変わることはないと考えております。３２年余り、本当にありがとうございました。東庄町長を務めることが出来たことは私の生涯の誇りであります。そしてまた議員各位、町民の皆様のおかげで私は幸せな町長人生を歩むことが出来ました。心の底から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

ただいまの答弁を伺い、改めて８期３２年という長きにわたり東庄町の町政を担ってこられた町長のご苦労とご功績に深い敬意を表したいと思います。これまで東

庄町のためにご尽力いただいたことに心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次の質問に移ります。

質問事項２、太陽光発電施設の設置に関する問題解決と都市計画の整合性について。

現在、地球温暖化対策やエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーの導入は国の重要な政策として推進されております。２０５０年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた流れは時代の要請であり、その必要性については十分理解しております。そして遊休地を所有されている方々にとっても、農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、管理が難しくなる前に土地を処分したい、有効活用したいと考えることは自然なことであり、そのお気持ちも理解しております。

一方で、自宅や生活の場に隣接して太陽光発電施設の建設が予定されている住民の皆様が、景観や生活環境、将来への影響に不安を抱かれることも当然であり、その心情にも十分配慮しなければならないと思います。私は再生可能エネルギーそのものや土地所有者の判断、事業者の活動を否定する立場ではありません。しかし、国の政策を進めるからこそ、地域住民への丁寧な説明や合意形成、そして東庄町が目指すまちづくりや都市計画との調和は決して軽視されてはならないと考えます。

行政には、国の政策と地域の実情とのバランスを図りながら、町民の生活環境や景観、将来のまちづくりを守る責任があります。今回の一般質問は、太陽光発電事業そのものの賛否を論じるものではありません。行政がどのような姿勢で事業を受け止め、ガイドラインを適正に運用し、都市計画との整合性を図りながら、町民の安心と地域の将来を守っていくのか、その姿勢を確認し、必要な改善を求めるためのものであります。

本年６月初め頃、笹川駅南側地区に太陽光発電施設の建設を予定している事業者から建設計画の簡単な資料と、ご不明な点があればご連絡くださいという内容の回覧板が回ってきました。しかし、本町のガイドラインには、事業者が地域住民に対して説明会を開催することが明記されています。住民の理解を得るためには説明会が必要と考え、担当課へ開催を要望いたしました。その結果、７月３日に説明会が開催され、近隣住民の皆さん、大木戸区長さん、組長さん、役場の職員さん、東庄町議会議員さん、約３０名が参加しました。

説明会では、建設予定地に隣接する住民の皆様から事前に寄せられた質問に対し、事業者から回答がありました。

その中で、事業者からは、「施設に起因する迷惑や損害については責任を持って対応します」と説明すると共に、「土地は全て買取りで取得し、発電施設完成後は大手電力・電気関連会社へ譲渡する。その後の維持管理は自社が行う」こと、「売電はＦＩＴ制度ではなくノンＦＩＴ方式で運用すること」が説明されました。

これに対し、参加者から「完成後の譲渡が前提であれば、転売を目的とした事業となり、農地法第５条の農地転用許可との関係はどう考えるのか」との質問がありました。事業者は農地転用は「可能です」と回答しましたが、その根拠となる資料を求められると、「後日回答します」とのことでした。また、私の方からは、万一の損害賠償や事業終了後の施設の解体・撤去について、２０年後には私達もほとんどいなくなることを考えれば、口約束ではなく、協定書などの書面で明確に残していただきたいと要望し、これについても持ち帰って回答するとのことでした。

その後、７月末頃に事業者から役場へ回答がありましたが、農地法第５条に関する「可能である」とする根拠資料については、「提示出来る書類はありませんでした」との回答でした。

一方、協定書については、内容を確認した上で締結する用意があるとの回答がありました。

現在の状況は以上のとおりであります。こうした経過を踏まえ、東庄町内に今後とも建設されるであろう太陽光発電施設について、住民の皆様が抱く疑問や不安を解消し、行政として今後どのように対応していくのかを確認するため、以下、質問をさせていただきます。

質問要旨１、農地転用許可申請について。

農地法第５条における他社譲渡計画の対応。確実性・持続性について、農地法第５条の許可審査では、事業の確実性・持続性が重要な許可要件とされています。しかし、申請時には事業を継続するとしながら、実際には工事完了後に第三者へ転売・譲渡の意図を隠している場合、申請書類や審査の中でそのような意図を見抜くことは可能なのでしょうか。お伺いいたします。

議長（栁堀　忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

農地法第５条にかかる審査においては、事業の確実性及び継続性が重要な確認事項ですが、申請時の書類だけで申請者の意図を完全に把握することは難しい部分があります。

農業委員会では、事業計画、資金計画、土地利用計画の整合性を精査し、契約内容から売電収益の帰属先、資金負担者、施設の管理の責任主体を確認しております。不自然な点や疑義がある場合には追加資料を求め、客観的な確認に努めております。

このように慎重に確認を行っておりますが、申請者の譲渡意向そのものを完全に見抜くことは困難です。今後も事業計画の具体性や申請内容との整合性を丁寧に確認し、適正な審査に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

転売目的かどうかの確認という点で質問します。

農地転用許可の審査においては、農地法第５条に基づく許可基準の一つである事業の確実性、継続性について十分な確認が必要であると考えます。今回の太陽光発電事業については、説明会の中で発電設備を設置した後に別の事業者へ土地や設備を譲渡するとの説明がありました。もちろん事業の譲渡そのものを一律に否定するものではありませんが、農地転用の申請時点において、申請者自身が実際に事業を行い、継続して運営していく計画なのか、それとも当初から第三者への売却・転売を前提とした事業計画なのかによって事業の確実性・継続性の判断も変わってくるのではないかと考えます。

そこで伺います。農地法第５条の許可申請を審査する際には、単に書類上の事業計画だけで判断するのではなく、申請者が実際に事業を継続していく意思や能力があるのか、また、当初から第三者への売却・転売を目的とした計画でないのかについても必要な書類、資料や契約などを確認した上で厳正に審査していただきたいと考えますが、町の見解を伺います。

議長（栁堀　忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、農地転用の許可を審査する際には、申請者が実際に事業を行い、継続して運営していく計画であるのか、また、第三者への転売や権利移転を前提とした計画であるのかを見極めることは重要であると考えております。

農業委員会では、太陽光発電施設の設置を目的とした農地転用申請に際し、提示された事業計画や契約内容、資金計画等を確認し、申請者が事業を適切に実施する見込みがあるのか、また、第三者への転売や権利移転を前提としていないのかを確認した上で、申請書受付を行っております。

加えて、申請書の中に、工事完了後に第三者へ転売や権利移転を行う予定が記載されている場合には、申請を受け付けることは出来ません。その場合は、権利移転を予定している第三者が申請を行うべきものと考えております。ただし、申請書の書類だけで申請者の意図を完全に把握することは難しい場合もあります。そのため、不自然な点や疑義がある場合には、追加資料などを求め、全ての疑義が解消された上で申請が行われるよう対応しております。

また、農地法では、農地転用が申請どおりに完了し、地目変更登記が済んだ後の名義変更や土地売買、権利移転、転売を一律に禁止する規定がないため、農業委員会としてはこれを制限することは非常に難しいものと考えております。農業委員会としましては、申請内容が適正に履行されるよう、今後も丁寧で厳正な審査に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

現状では、申請時の書類だけで申請者の意図を完全に把握することは難しいということが分かりました。

続いて、質問要旨２、東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドラインの運用厳格化と条例への格上げについて質問します。

まず、説明会の開催について質問します。

東庄町太陽光発電施設設置に関するガイドライン第７条では、事業者は説明会を開催し、地域住民との合意形成に努めることとされています。しかし、令和７年４月のガイドライン施行以降、事業者から多くの申請があったと思いますが、説明会を開催せずに回覧などで済ませていたと認識しています。これはなぜでしょうか。そして事業者には説明会開催についてどのような指導をしていますか。町として事業の許可を審査する事前協議には、地域住民説明会報告書の提出が必要とされていますが、説明会を開催していないのに事業者の説明会報告書を受理した理由を伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の説明会の開催についてお答えいたします。

町ガイドライン第７条は、事業者に対し、事前協議書の提出前に地域住民等への説明会を開催することを定めており、開催の主体は事業者でございます。

まず、なぜ説明会をやらず回覧等で対応してきたかについてでございます。

本ガイドラインが制度の立ち上げ期にあったことに加え、あらかじめ地域の区長を含む地域住民等の意向を確認し、特段の異論がないことを確認した上で、地域の実情に応じた取扱いとして対応してまいりました。あわせて、ご意見、ご要望があった場合には、事業者が改めて説明会を開催することを前提としていたものでございます。

また、同種のガイドラインを定める近隣自治体においても、地域の実情に応じて同様の運用が行われていることを確認しております。

次に、事業者への指導についてでございます。

これまで事業者に対し、地域住民への事業の十分な周知と意見、要望への誠実な対応を求めてまいりました。しかしながら、第７条が本来求めております説明会は、住民の皆様が事業者に直接質疑を行う双方向の場であり、周知のみではこの双方向の機会という点で、十分でなかった面があるものと認識しております。

今後は、要望の有無にかかわらず、原則として対面による説明会の開催を事業者に求めてまいります。

最後に、説明会未開催のまま報告書を受理した理由についてでございます。

報告書において、説明会の代わりに戸別訪問や回覧等による地域住民への説明が行われている事実を確認の上、報告書を受理してまいりました。ただし、第７条が説明会の開催を原則としている趣旨に照らしますと、この取扱いは十分でなかった面もあり、今後は報告書の確認にあたり、説明会の開催状況を確認することを基本としてまいります。

本町といたしましては、事業者の責任の下、確実に手続きを行っていただくことを大前提とし、第７条の趣旨に沿った適正な運用に努めてまいります。

あわせて、町といたしましては、報告書の確認を丁寧に行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

ただいまの説明会の開催についての再質問ですが、今の答弁で説明会は単なる周知ではなく、地域住民と事業者が直接質疑を行う双方向の場であり、今後は、原則として説明会の開催を事業者に求めていくとの考えを示していただきました。この点は大変重要な答弁だと受け止めています。

そもそも令和５年９月議会一般質問で、太陽光発電施設の設置に際しては、地域住民の不安や不信の声に応えるため、住民に説明をきちんと行う仕組みが必要だとして条例などによるルールづくりについて質問をさせていただきました。その後、令和７年４月に現在のガイドラインが施行され、駅南側地区にお住まいの皆様もそのことを大変喜んでいらっしゃいました。自分としては第７条の説明会は、住民が事業者に直接疑問や意見を伝え、事業者もそれに応えることで地域との調和を図るための重要な仕組みだと考えています。ある意味で、このガイドラインの肝であると考えていました。

一方、今回の答弁では、これまで町として制度の立ち上げ当初の経緯からあらかじめ区長や住民の意向を確認し、異論がなければ説明会を開催しないという考えで運用してきたとのことでした。しかし、これではガイドライン施行前の状況に戻ってしまったことになります。ガイドラインが法的強制力を持たない指針や基準であることは理解しています。その上で、町としてそのような運用基準を持っていたのであれば、それ自体は受け止めたいとは思いますが、ガイドラインから住民や事業

者が読み取れるでしょうか。第７条には、説明会を開催すると定められており、回覧板などで説明会の開催を求める意見がなければ開催しなくても良いと読み取ることは難しいと思います。

今回、周知だけでは十分ではなかった、今後は原則として説明会を開催するとの答弁をいただいたことを踏まえますと、これまでの運用基準を一度整理し、今後は誰が読んでも事業者は説明会を開催しなければならないという明確なルールにする必要があると考えます。ガイドラインの条文と運用基準がかけ離れたものになっていれば、町民の不安につながります。

そこで伺います。今回答弁いただいた原則として説明会を開催するという考え方を、今後、住民や事業者にとって明確で実効性のある制度としていくためには、町としてどのような手段や方法が考えられるのでしょうか。伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問の原則として説明会を開催するという考え方をより実効性のあるものとするための取組についてお答えいたします。

議員ご指摘の点も踏まえ、これまでの運用を整理いたしました上で、今後は事業者に対し、様式第３号の報告書とは別に説明会の議事録など、開催状況や質疑の内容が分かる詳細な資料の提出を求めてまいります。その上で、説明会が実際に開催され、住民の皆様への説明と質疑が行われたことを確認し、事前協議を進める運用としてまいります。ガイドライン第７条は、事業者に対し、説明会の開催と地域住民との合意形成に努めることを求めております。町といたしましては、事業者が住民の皆様に丁寧に説明を尽くし、いただいた意見に誠実に対応するよう、指導してまいります。これにより、周知や戸別訪問等をもって説明会に代えることのない分かりやすい取扱いとしてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

それでは、次の質問です。

事業者の真意の確認について質問します。

今回の事案のように工事完成後に施設を第三者へ譲渡、転売することが判明している場合であっても、提出書類に不備がなければ許可せざるを得ないのでしょうか。事業者の事業継続の意思や真意を確認する仕組みはありますか。それとも現行のガイドラインや制度上の限界なのかお伺いします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の、事業者の真意の確認についてお答えいたします。

工事完成後に施設を第三者へ譲渡、転売することが判明している場合であっても、提出書類に形式的な不備がなければ事業を止めることは現状では難しいものと考えております。

その理由につきまして、まず、ガイドラインの性質についてでございます。

第６条の事前協議は、事業計画書や説明会報告書など、関係法令に基づく手続き状況を示す書類が整っているかを確認するものであり、事業者の自主的な対応を促す行政指導でございます。事業者が、将来施設を第三者へ譲渡する意思を持っているかを見極め、それを理由として協議を認めないという仕組みは、現行ガイドラインには備わっておりません。

次に、法制度の観点からでございます。発電設備を第三者へ譲渡、転売すること自体は、法律上、禁じられた行為ではなく、財産の処分として認められた経済活動でございます。また、発電事業に実施の可否は、電気事業法など、国の法律が定める領域でございます。地方自治法第１４条により、条例は法律の範囲内でしか定めることが出来ないため、仮に本町が条例を制定いたしましても、譲渡、転売の予定があることのみを理由として事業を禁止、停止する権限は、町には持ち得ないものでございます。

また、固定価格買取制度、いわゆるＦＩＴの認定を受けない小規模な事業については、資源エネルギー庁の事業計画認定審査も及びません。こうした制約の中でも、住民の皆様の安全と安心を確保するため、町として出来る備えを講じてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

ただいま、町として出来る備えを講じてまいりますというお話ですが、具体的にはどういうことでしょうか。お伺いします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の町として出来る備えの具体的な内容についてお答えいたします。

まず、施設に関する連絡先の把握でございます。事業区域への連絡先を記載した看板の設置に加え、施設が譲渡された場合には、新たな所有者や管理者の連絡先を町へ届け出ていただくことを求めるなど、緊急時や苦情の際に町が連絡先を把握出来る仕組みを検討してまいります。

あわせて、ガイドライン第９条に基づく柵や塀の設置、雨水、土砂の流出防止、除草といった維持管理は、所有者が代わりましても引き継がれるべきものでございます。譲渡後も、これらが確実に行われるよう、事業者に報告を求めてまいります。

こうした取組と合わせ、譲渡、転売や管理放棄への懸念に対しまして、ガイドラインの運用の見直しを検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

それでは、これまでの転売、譲渡の現状について質問させていただきます。

最近の太陽光発電施設の転売、譲渡はどのようになっていますか。数年前からで結構ですが、施設を設置した事業者から他の会社に転売されている状況はありますか。割合はどのくらいでしょうか。お伺いします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の転売、譲渡の状況についてお答えいたします。

ガイドラインは、令和７年４月１日の施行でございます。施行以前は、事前協議

を受け付ける仕組みがなかったため、施行前に設置された施設の転売、譲渡の実態については、町として把握出来ている状況にはございません。

ガイドライン施行後の状況につきまして、施設の名義変更が生じた場合には、変更の届出を求めております。施行以降、現在までの届出件数は２５件で、このうち譲渡、転売の予定が判明した事案は１件となっております。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

先程の質問に続きます。今回の駅南側地区に大規模に申請している事業者は、どのような形態でこれから事業を行おうとしているのでしょうか。説明会では、申請事業者が土地を全て購入し、施設完成後に転売譲渡し、その後、譲渡した会社から維持管理を請け負うとの説明でしたが、どのような形で事業を行うと申請書には書いてあるのかお伺いします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の駅南側地区の事業者の事業形態についてお答えいたします。

事前協議書類では、事業者が土地を購入し、施設を構築した後、長期にわたり事業を行うとの記載となっております。

しかしながら、現在の様式には譲渡・承継の予定を確認する欄がないため、譲渡予定は記載されておらず、一方、説明会では譲渡を前提とした事業計画であることが説明されたとのことでございます。

こうした事業形態に対しましては、協定書や確約書の締結並びに様式の見直しにより、より厳格に対応してまいります。

具体的には、譲渡時の維持管理責任の引継ぎや譲渡先の倒産、所在不明時の責任体制、施設撤去責任の明確化を協定書等に盛り込むと共に、事前協議の段階で予定される事業形態を申告いただき、これを確認する欄を様式に設けることといたします。

また、今回のように施設を所有・管理する申請事業者と施設を使用する事業者が

異なる場合につきましても、施設を使用する事業者に対して、ガイドラインを遵守していただくよう求めてまいります。

事業に関わる事業者それぞれに適正な対応を働きかけ、事業形態にかかわらず、地域との調和が図られるよう、対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

大分時間が後ろになってしまいましたので、少し早口で質問させていただきます。答弁の方もご協力いただければ幸いです。

条例の制定について質問。

現在、町では太陽光発電施設の設置について、ガイドラインにより運用されていますが、法的拘束力がなく、地域住民の不安や懸念を十分に解消出来るとは言えません。また、ガイドラインで定められた手続きが十分に履行されていない事例も見受けられ、実効性の面で課題があると考えます。良好な住環境や地域との調和を確実に図るために、ガイドラインではなく、法的根拠を持つ条例を制定し、事業者に対してより実効性のある対応を求める必要があると考えます。

例えば、条例には次のような内容を盛り込むことが重要と考えます。

農地法第５条に基づく許可申請において、事業の確実性、継続性をより厳格に審査すると共に、転売を前提とした事業でないことを確認する仕組みを設けること。地域住民への説明会の開催を義務づけると共に、事業に起因して周辺住民の被害や損害が生じた場合の補償や対応について、事前に明確な責任体制を示す条文とすること。事業者が施設を第三者へ譲渡した場合においても、譲渡先の事業者が倒産や所在不明となった際には、譲渡した事業者にも連帯責任を負わせるなど、将来にわたり適正な維持管理が確保される仕組みを設ける条文とすること。太陽光発電施設の設置にあたっては、町の都市計画及び土地利用計画との整合性を審査し、都市計画の理念や将来のまちづくりに著しく支障を及ぼすと認められる事業については、設置を認めないことを基本とする条文を設けること。このような内容を盛り込んだ太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例を制定し、良好な住環境と景観を守るべきと考えますが、町の見解を伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の条例の制定についてお答えいたします。

現行のガイドラインは、事業者の自主的な協力を前提とした行政指導であり、罰則や強制力を持たないものでございます。良好な住環境や地域との調和を確実に図る上で、法的拘束力を持つ条例が有効な方策の一つであるという点につきましては、町といたしましても認識しております。

議員ご提案の４点につきましては、まず、事業の継続性を資金計画により確認し、譲渡の予定について届出を求める仕組みに、次に、説明会を法的な義務へ引き上げること、また、譲渡の際に維持管理や撤去の責任を引き継ぐ制約を求めること、そして土地利用に関する規制との整合性を審査項目に位置づけることをいずれも今後の研究課題として受け止めております。

現在、千葉県が大規模施設を対象とした許可制条例の検討を進めておりますことから、まずは県の動向を注視してまいります。その上で、本町における条例の必要性も含めて研究してまいります。当面は現行ガイドラインの見直しの中で事業者との協定書の締結を位置づけますことと、事前協議の様式に譲渡・承継の予定を確認する欄を設け、転売、譲渡の実態を把握出来る仕組みを整えることを検討いたします。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

それではよろしくお願いします。

続きまして、質問要旨３、東庄都市計画から見た笹川駅南側地区の整備進捗と住環境の維持管理について。

笹川駅南側地区の都市計画の進捗と今後のまちづくりについて。

千葉県が平成２８年に策定した東庄都市計画・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、現在もまちづくりの基本方針として位置づけられているのでしょうか。この計画では、笹川駅南側地区を駅や商業地に隣接する利便性の高い住宅地として

戸建て住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る地区として位置づけています。

一方で、人口減少や少子高齢化、農業の担い手不足などを背景に、駅南側地区では空地や未利用地、耕作されていない農地が目立つようになっています。

そこで伺います。笹川駅南側地区における都市計画の現在の進捗状況と今後の整備方針はどのようなものか。また、住環境や景観を維持し、魅力ある住宅地としていくため、未利用地の活用や維持管理を含め、町は駅南側地区の将来像をどのように描いているか伺います。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

千葉県が平成２８年に定めた東庄都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、現在においても本町の都市計画の基本的な方向性を示す計画であると認識しております。

笹川駅南側地区につきましては、同方針において、駅商業地に隣接する利便性の良い住宅地として戸建て住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る区域と位置づけられております。

また、大部分が第１種低層住居専用地域に指定されており、低層住宅を中心とした住環境の保全を図る用途地域となっております。

これまでの整備につきましては、過去に都市計画整備事業が断念された経緯がございますが、現在は面的整備ではなく、町道の拡幅や排水整備など、生活基盤の整備を段階的に進めておるところでございます。

これまでに町道２００６号線及び２０１５号線の道路改良、ＪＲ東日本に委託した軌道横断排水工事などを実施しており、中央排水路の整備についても段階的に進めているところでございます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、笹川駅南側地区では空地や未利用地、耕作されていない農地が増加している状況として、町としても認識しております。

こうした土地が長期にわたり適切に管理されない場合は、景観や住環境に影響を及ぼす恐れがあるものと考えております。

土地の適正な管理は、まず所有者が基本となるものでございますが、町といたしましても、基盤整備を進めながら、住宅地としての利便性や魅力の向上につなげていくことが重要であると考えております。町が描く笹川駅南側地区の将来像といたしましては、駅に近い利便性を生かし、良好な住環境を備えた住宅地として、定住促進につながる区域として整備を進めてまいりたいと考えております。

また、未利用地の活用につきましても、地域の環境や景観との調和に配慮しながら、関係課と連携して適切な土地利用につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

続いて、都市計画と太陽光発電施設の整合性について伺います。

議長の許可をいただき、参考資料として笹川駅南側の建設予定地の地図と航空画像をお配りさせていただきました。ご覧いただければと思います。

画像の赤い部分が今回、申請のあったところです。また、地図の方は黒い囲みが建設予定地で、赤い部分他、その他の色の囲みは既存の施設です。これを踏まえてお聞きください。

都市計画は、良好な住環境や景観を形成し、将来にわたって魅力あるまちづくりを進めることを目的としていると考えます。そのような中、住宅地に隣接して大規模な太陽光発電施設が設置されることは、住環境や景観、更には定住促進という都市計画の目的に少なからず影響を及ぼすものと考えます。町は、都市計画との整合性についてどのように考えていますか。また、今後このような施設の立地について都市計画の視点から一定の誘導や規制を検討する考えはないか伺います。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

都市計画は、土地利用の秩序を保ち、良好な住環境や景観の形成を図りながら、将来にわたるまちづくりの方向性を示すものであると認識しております。そのため、笹川駅南側地区のように住宅地としての形成を図る区域において、住宅に隣接して

大規模な太陽光発電施設が立地することにつきましては、景観や居住環境、更には定住促進の観点から、都市計画との整合性に十分配慮する必要があると考えております。

一方で、現行制度におきましては、都市計画区域や用途地域の指定のみをもって立地を一律に規制することは限界がございますことから、今後の誘導や規制の在り方につきましては、都市計画の観点からどのような対応が可能であるか研究すると共に、所管する関係課と連携しながら町全体として検討してまいります。

具体的には、町の都市計画区域及び土地利用計画との整合性を鑑み、太陽光発電施設の抑制エリアの設定や住環境や景観への影響を最小限に抑える仕組みについても検討してまいります。

また、こうした内容を盛り込んだ条例の必要性についても関係課と連携しながら研究を進めてまいります。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

先程の資料を見ていただいた時、皆様はどういう感想を持ちますでしょうか。この先、この地域はどうなるんだろう、ではないでしょうか。今回のピンチをチャンスと捉えて、農業委員会、町民課、まちづくり課でしっかり連携して、太陽光発電施設の設置に関する課題を克服し、都市計画を進めていっていただきたいと思います。

次に、岩田町長にお伺いします。

質問は長くあったのですが、時間がありまして、もう申し訳ありませんが、最後の質問のところだけ質問させていただきます。

笹川駅南側地区について、これまで長い年月を見続けてこられた町長だからこそ、今、何を思われるのか。そして、これからの東庄町を担う次の世代にどのような笹川駅南側地区を残したいとお考えなのか、町長の思いをお伺いします。

議長（栁堀　忠君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

お答えを申し上げます。

笹川駅南側地区は昭和６３年のアンケート調査に始まりました。長い年月をかけて検討が進められてきた地域であります。土地区画整理事業が断念された経緯につきましては、当時の事情を受け止めつつ、この地域に住まわれた方々の期待を重く認識しております。現在、基盤整備を進める中で、住宅地としての利用が少しずつ進み、子育て世代の新築住宅が増えるなど、そしてまた地域に前向きな変化が表れていることを大変意義深く感じております。町としましては、笹川駅南側地区を駅に近い利便性を生かした良好な住宅地として、また、次世代に引き継いでいくべき地域と考えております。

任期満了を迎えるにあたり、町の将来を担う皆様に長期的な視点に立ったまちづくりの方向を残していくことが私の責務でもあります。良好な住環境と景観を守りながら、地域が希望を持てる町を目指し、町として引き続き取り組んでまいりたい、このように考えております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

ありがとうございました。今回、太陽光発電施設の設置について、農地転用許可の考え方から地域住民への対応、そして今後の課題や都市計画との整合性について様々な角度から質問させていただきました。本日の質問が喫緊に迫る笹川駅南側地区の太陽光発電施設の課題解決と住民の皆様の暮らしを守る条例制定に向けた第一歩となれば幸いです。

それでは、次の質問事項に移らせていただきます。

質問事項３、町内公園の整備及び活用について。

質問要旨１、石出堰親水公園について、安全性及び景観面に課題が見受けられます。今後の維持管理及び整備の方針を伺います。

石出堰親水公園は、県が整備し、現在は町が管理する自然豊かな親水公園です。その名のとおり人々が水と親しみ、東庄の自然を体験出来る貴重な場所であり、町の魅力を発信出来る観光資源でもあります。数年前、この公園に自然発生のホタルが生息していることが確認され、公民館の自然観察会をきっかけに協力団体として石出堰の自然を守る会が発足しました。会では、ホタルの生息環境を守るための清

掃や草刈りなど、環境保全活動を継続しています。今年は初めて約１週間にわたりホタル観察会を開催し、ご来場いただいた方に会員がホタルの説明や園内の案内を行いました。期間中は数百匹のホタルが飛び交い、町内外から４００人を超える方々にお越しいただきました。アンケートでは、「東庄町にこんな素晴らしい場所があるとは知らなかった」、「自然が豊かで感動した」といった感想が多く寄せられ、公園の持つ魅力を改めて実感したところです。来年はロコミなどにより、更に多くの来園者が見込まれます。

一方で、公園には改善すべき課題も見受けられました。池や水路には堆積物が多く、本来の親水公園として水辺に親しめる環境とは言い難い状況です。また、園内のアジサイは毛虫の被害などにより葉がほとんどなく、以前のような美しい景観が失われています。更に、園路には突起や段差があり、高齢者や子供がつまずく危険があるとの声もアンケートで寄せられました。これらは公園管理者である町として計画的に改善していくべき課題であると考えます。

そこで伺います。町は石出堰親水公園の現状をどのように認識していますでしょうか。また、池や水路の堆積物の除去、アジサイの再生、または植栽の見直し、園路の安全対策などについて、今後どのような維持管理及び整備を進めていく考えなのかお伺いします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

石出堰親水公園は、県が整備し、現在は町が管理している自然豊かな親水公園であり、本町の貴重な自然環境であると共に、自然と触れ合える場として魅力を有する公園であると認識しております。

近年は、公園内でホタル生息が確認され、公民館の自然観察教室をきっかけに令和７年８月に東庄町石出堰の自然を守る会が発足しております。守る会の皆様には、公民館や生涯学習係と連携しながら清掃活動や草刈り、環境整備、自然観察教室への協力などに取り組んでいただいているところでございます。

一方で、ご指摘いただきました池や水路の堆積物、アジサイの植栽の状況、園路の安全性につきましては、維持管理上の課題であると認識しております。

今後につきましては、東庄町石出堰の自然を守る会や生涯学習係と情報を共有しながら必要な対応を検討してまいります。

池や水路の堆積物への対応、アジサイの再生や植栽の見直しを含めた景観面の在り方、園路の安全対策につきまして、親水公園として景観や利用環境も踏まえながら検討してまいります。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

続きまして、防犯カメラの設置について伺います。

石出堰親水公園は、自然豊かで魅力のある公園である一方、ふだんは人の気配が少なく、管理する側からも目が届きにくい場所となっています。時折、近隣の会社関係の方が昼食や休憩に利用したり、散歩に訪れる方もいらっしゃいますが、石出堰によく通う会員の方からは、駐車場脇の側溝に弁当の空き容器やごみ、時にはおむつまで捨てられていたことがあると伺っております。今後、ホタルのいる公園として知名度が高まり、来園者が増えていくことを考えますと、不法投棄や迷惑行為、更には特定外来生物の放流など、自然環境に影響を及ぼす行為が発生する可能性も考えておく必要があります。その意味でも、防犯カメラの設置は犯罪や不法投棄などの抑止力になるだけでなく、万一問題が発生した場合の状況確認も有効ではないかと考えます。

また、カメラの設置によって、公園の利用者数や利用時間帯、利用目的などを把握することが出来れば、今後の公園管理や利活用を考える上で有効な資料になるのではないでしょうか。

一方で、地域の方からは昼間でも女性一人で行くのが少し怖いといった声も聞いております。自然豊かな公園である反面、人の目が届きにくい閉鎖的な空間であることも、この公園が抱える一つの課題だと考えています。

そこで伺います。石出堰親水公園の安全・安心を確保すると共に、ごみの不法投棄や自然環境への悪影響を防止するため防犯カメラを設置し、併せて防犯カメラ設置中などの案内板を設置する考えはあるか、町の見解を伺います。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

石出堰親水公園は自然環境に恵まれた魅力ある公園である一方、人通りが少ない時間帯もあり、防犯面やごみの不法投棄、自然環境に影響を及ぼす行為への懸念があることは認識しております。

また、ホタル観察会などで公園の知名度が高まり、今後、更に来園者が増えることが見込まれる中では、自然環境の保全と併せて利用者の安全・安心の確保を図っていくことも重要であると考えております。

防犯カメラの設置につきましては、議員ご指摘のとおり、防犯や不法投棄の抑止、問題発生時の状況確認の面で一定の効果が期待されるものと考えております。

一方で、設置の必要性や効果、維持管理の方法なども含め、今後検討していくべき課題であると考えております。

また、防犯カメラに関する表示につきましても、設置の要否を検討する中で、その必要性や表示方法を併せて整理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

９番、板寺正範君。

９番（板寺正範君）

そうこうしているうちに石出堰を守る会の会長さんから、あまり見たくない写真が送られてきました。１枚は、園内駐車場の側溝の中にいたマムシです。４０センチから５０センチの大きさだそうです。何十年もここに通っていて、画像ではありますが、初めて見ました。やはり自然豊かです。気をつけねばと改めて思いました。

また、もう一枚は、大量に捨てられたペットボトル、空き缶、プラスチック容器、生ごみなどの家庭ごみの写真です。公園に入っていくと左に曲がる道があり、その突き当たりに生ごみ袋、７、８袋に相当するごみがまとめて捨てられていたとのことです。これは町の方で片づけていただいたそうですが、今まで考えられない量で、不法投棄と呼べるものです。多分、マムシはそのことに憤慨し、出てきたのかもしれません。この公園で万一犯罪に関わる事象などが起きれば、人は来なくなってしまいます。抑止のためにも是非ご検討をお願いいたします。

次の質問です。町内の各公園について。

それぞれの特色を生かした公園づくりを進めるため、町民や協力団体との協働による維持管理や利活用を推進する考えはありますか。

今回、石出堰の自然を守る会の活動に携わる中で強く感じたことは、行政と町民が力を合わせることで、大きな成果が生まれるということです。町民の皆さんの自然を守りたい、地域の魅力を次の世代へ残したいという思いと、町が担当する公園の維持管理、公民館事業としての生涯学習活動が一体となることで公園の価値が高まり、多くの人が訪れる魅力ある場所になりつつあると感じています。東庄町には、石出堰親水公園の他にも、ふれあい公園、雲井岬つつじ公園、コジュリン公園など、それぞれに特色を持つ魅力ある公園があります。

５月にコジュリン観察会に参加し、町の鳥であるコジュリンを、制定以来、３０年目で初めて観察することが出来ました。また、利根川河川敷では、コウノトリが悠然と大空を舞う姿にも出会い、大きな感動を覚えました。野鳥愛好家にとって、この地域は大変魅力あふれた場所で、必要な場所だと実感したところです。

しかし、そのような豊かな自然やそれぞれの公園が持つ特色や魅力は、まだまだ十分に生かされているとは言えず、大きな可能性を秘めていると感じています。

そこで一つ提案があります。各公園の特色に共感し、その保全や活用に取り組んでいただける協力団体やボランティアを募り、一定の区域を担っていただきながら、維持管理や環境保全に携わっていただく仕組みをつくれないでしょうか。その際には、参加する皆さんが地域のために活動するというだけでなく、自分達自身がその活動を楽しみ、自然や公園との触れ合いを楽しむことができ、その楽しみが少しでも地域のためになるという、無理のない協働の形が大切だと思います。そして、町はそうした活動を積極的に支援していく、そのような官民協働の仕組みが実現出来れば、地域の皆さんや愛好家の参加が広がり、公園への愛着が深まるだけでなく、人が集い、交流が生まれる、より魅力ある公園づくりにつながるものと考えます。

行政と地域の皆さんがそれぞれの力を生かしながら、東庄町の豊かな自然と公園の魅力を次の世代へしっかりと引き継いでいくために、今後、どのような公園づくりを進めていくお考えなのか、町の明るい展望をお伺いします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、公園の維持管理や利活用を進める上では、行政だけではなく、地域の方々や関係団体と連携していくことが重要であると認識しております。本町でも、石出堰親水公園では東庄町、石出堰の自然を守る会が公民館や生涯学習係と連携しながら活動を行っております。

また、令和７年度に整備しました新宿公園では、新宿区環境資源保全会が公園の環境美化や維持管理に関わっております。このように公園ごとの特色や地域との関わりの中から、協働の形が生まれていることは大変意義のあることだと考えております。

一方で、全ての公園について一律の制度を設けることについては、各公園の成り立ちや立地条件、地域との関係性、担い手の状況が異なることから、慎重に考える必要があると認識しております。そのため、現時点ではそれぞれの公園の特色や地域とのつながりを踏まえ、実情に応じた形で協力体制を検討していくことが現実的であると考えております。

なお、コジュリン公園につきましては、コジュリンやオオセッカなどの野鳥が見られる利根川河川敷に位置し、自然観察の場としての特色のある公園であると認識しております。

一方で、アクセス面や利用実態も踏まえる必要があることから、生涯学習係や国土交通省、利根川下流河川事務所をはじめ、関係機関と情報共有を図りながら今後の活用や管理の在り方について検討してまいります。

また、周辺では国土交通省により利根川河川敷の葦原環境を改善し、コジュリンやオオセッカなどの生息場を保全する取組として葦焼きが実施されております。こうした自然環境の保全の取組との関係も踏まえながら、各公園の特色を大切にし、それぞれにふさわしい公園づくりを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

以上で板寺正範君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後１時とします。

（午前１１時４１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。本日は２点の質問事項について行います。

初めに、ごみの分別、収集について。

要旨１の可燃ごみの収集方法の在り方について質問いたします。

当町のごみ行政は、香取広域市町村圏事務組合において香取市、神崎町、多古町と共同で行われています。その中で、可燃ごみの収集については、現在、東庄町のみ戸別収集を基本として実施されています。住民サービスとしては評価されるものと認識しておりますが、他の市町はステーション方式で実施されていることから、不均衡ではないかと常々感じておりました。その中、令和４年と令和７年に収集運搬業者から、交通量の多い国道３５６号線沿いの収集を戸別からステーション方式への移行を検討してほしいとの要望書が町に提出されました。皆さんも目にしたことがあると思いますが、収集車両の後方に他の車両が連なってしまい、交通の妨げになっている、更にクラクションを鳴らしせかす行為など、危険な場面に遭遇された方もあるのではと思います。

作業員として働く人も、高齢の方が多いように見えます。これを受けて、令和６年１月下旬より東今泉区の国道沿いの皆さんが、ステーション方式に切り替えて実施してくださったと伺っています。住民の皆さんのご理解、ご協力に感謝したいと思います。

しかし、新宿、石出区の皆さんからは同意が得られていないとのことも伺っております。私は、この内容で７月１１日に開催された笹川地区の説明会に参加しました。参加者は十数名でした。その場で私も個人的な意見を述べさせていただきました。その場で配布された資料の中にも、今後の進め方が記載されていましたが、これからの町の方針について伺います。そして東今泉区が先行して実施されていますので、その効果が分かればお聞きしたいと存じます。

一問一答方式で通告しておりますので、この後は自席にて行わせていただきます。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の可燃ごみの収集方法の在り方についてお答えいたします。

本町のごみ処理は、香取広域市町村圏事務組合において、香取市、神崎町、多古町と共同で行っております。本町は戸別収集を基本としており、他の市町はステーション方式を採用しているため、収集方法に不均衡が生じている状況にもあります。

広域組合の基本計画においても、収集方法の一元化が目標として掲げられております。また、収集運搬業者からは、国道３５６号線沿いの収集を、ステーション方式への移行を検討してほしいとの要望書が提出されております。これは交通量の多い国道沿いでの収集作業が交通渋滞を招き、作業員の安全性にも課題があるという実情を踏まえたものです。これを受けまして、令和６年より東今泉区の国道沿いにおいてステーション方式による収集を実施いただいております。この先行実施による効果につきましては、収集時間が約３０分ほど短縮されております。これに伴い、交通渋滞の緩和や作業員の安全性向上が確認されており、収集運搬業者からは、肯定的な評価をいただいているところであります。

ステーション方式の導入にあたっては、概ね１０件で１組のステーション設置場所を近隣の皆様でご相談の上、決めていただき、ごみステーション設置申請書をご提出いただくことになります。

一方で、未実施地区の皆様からは、ごみ出しが困難な方への対応に関する懸念の声が寄せられております。そうした方には、これまでどおりご自宅の前で集める戸別収集で対応することを検討しております。主な対象は、要介護の方や身体障害のある方で構成されるご家庭と考えております。本町といたしましては、住民の皆様にご理解とご協力をいただきながら、引き続き丁寧に対応して、ステーション方式への段階的な移行を推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

東今泉区の実施による成果は確実に出ていると思います。地元であります桜井議員のお骨折りに感謝したいと存じます。

そしてまた、区長さんをはじめ、区の役員の皆様のご協力がなければ出来ないことであったかと考えます。まずは国道沿いの皆様のご理解、ご協力をいただき、沿線全てが実施されることを期待します。

そこで、組合の基本計画において、収集方法の一元化が目標に掲げられているとのことですので、町としては確実に履行していかなければならないと考えます。最終的には町内全域がステーション方式に移行されるものと考えますが、時系列で示せることがあれば伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ステーション方式への町内全域の移行についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、組合の基本計画では、収集方法の一元化が目標とされており、本町といたしましても、将来的には町内全域でステーション方式へ揃えていく方向であると認識いたしております。ただし、町内全域への移行時期につきましては、確定した年次計画として決定するに至っておらず、現時点で明確な時系列をお示しすることは困難でございます。

進め方といたしましては、まず、国道３５６号沿線で導入し、日常の管理運営にかかる課題を検証し、改善を図ってまいります。その上で、他の地区への展開を検討してまいります。地区ごとに事情が異なりますことから、あらかじめ一律の年次を定めるのではなく、段階的に進めていく考えでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

承知いたしました。スムーズに進んでいけるよう、私ども議員も町との連携、調整役を務めてまいりたいと思っております。町民の皆様の不安を解決してあげることが肝要かと思いますので、出来る限りは努めてまいりたいと思っております。

次に、質問要旨２の居住する外国人に対するごみ出しルールの周知徹底について

伺います。

現在、当町に居住する外国人の方の人数はどのくらいなのか。更に、生活する中でごみが出ることは必須ですが、その方達に対してごみ出しルールの周知はどのように対応されているか伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の外国人住民に対するごみ出しルールの周知についてお答えいたします。

まず、本町に居住する外国人の方の人数につきましては、８月１日現在で４５６名となっており、近年、増加傾向にございます。国籍別では、インドネシア、ベトナムなど、アジア圏の方が多くを占めている状況でございます。

ごみ出しルールの周知につきましては、生活の基本に関わる重要な課題と認識しております。現在の対応といたしましては、ごみの分別方法や収集曜日を示すカレンダーについて、基本的に英語版を用意し、必要に応じて多言語版を個別に作成しているところでございます。今後は、ご要望に応じて必要な言語への翻訳を行い、その言語に合わせた分別表等を作成すると共に、ごみ集積所への多言語による案内看板の設置など、より実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

あわせて、外国人を雇用する事業所や管理団体とも連携し、地域全体で分別ルールの浸透に努めてまいります。外国人住民の皆様が地域で安心して暮らせるよう、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

共生社会として、地域に暮らす人達が、外国人だからと偏見の目を向けられることは防がなければならないと考えます。正しいごみ出しのルールを理解していただくことは重要です。もちろん、日本語が十分理解出来る私達がルールを守らないのは論外です。町としては、手間をかけても外国人の方達が安心して地域の中で生活出来るよう、配慮をお願いします。これはごみ出しのことだけでなく、正しい情報を正しく伝えてあげて、東庄町に住んで良かったと思える自治体にしていただきた

いと考えます。

この件は、具体的なことで私の地元でもあるところで、外国の人達が不法に捨てているということを私は耳にしましたので、それはまずい、そういう偏見の目でみんなが見たら、一人が言うと周りの人もそうだそうだとなって、その人達はごみ出しのルールを多分よく知らないのではないかと思いましたので、雇用主の方にも直接言っていただきましたし、細かいところで一歩一歩手を打っていただけたらと思っています。

では次に、要旨３のごみの分別、再資源化を拡充する考えはあるかについて質問いたします。

現在、私達が行っているごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、瓶、缶、プラマーク、紙類、衣類などかと認識しております。多くの町民の皆様は、分別においても再資源化を意識して取り組んでおられると思います。昨今、リチウムイオン電池などの不適切な廃棄により、火災が発生する事例が散見されます。スマートフォンやモバイルバッテリーなどに内蔵されている小型充電式電池は、破損や変形により、発火する可能性が高く、分別されずに一般ごみと一緒に捨てられると、ごみ収集車や廃棄物処理施設での火災事故につながる危険性があります。

そこで、町ではどのような取扱いをしているか伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問のごみの分別、再資源化の拡充についてお答えいたします。

本町では、可燃ごみ、不燃ごみ、ペットボトル、瓶、缶、プラマーク、古紙など、品目ごとに分別して排出していただき、資源物として適正に回収出来るよう、取り組んでおります。

再資源化の拡充につきましては、こうした現在の分別に加え、新たな資源回収の取組を着実に進めることが重要であると認識しております。

こうした中、議員ご指摘のリチウムイオン電池などの小型充電式電池につきましては、一般ごみに混入した場合、ごみ収集車や廃棄物処理施設において、発熱、発火し、火災事故につながる危険性があります。本町では、こうした事故の防止と資源の有効利用を図るため、令和７年６月より、一般社団法人ＪＢＲＣの協力自治体

として、町役場１階及び保健福祉総合センター１階の２ヶ所に回収ボックスを設置し、小型充電式電池の拠点回収を開始しております。

排出の際には、発火防止のため、電池の金属端子部分に絶縁テープを張っていただくよう、お願いしております。

なお、電池を取り外せない小型家電は、小型家電回収ボックスを、膨張や液漏れがある電池は伊地山クリーンセンター等への直接搬入をお願いしているところであります。

今後も、町ホームページや広報誌などで回収対象や絶縁処理の必要性などについて分かりやすく周知し、町民の皆様のご協力をいただきながら、火災事故の防止と再資源化の一層の推進、安全な収集、処理体制の確保に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。

小型充電式電池などの回収ボックスは、町内２ヶ所とのことですけれども、役場や保健センターに持って行くのが面倒だと思う方がいると思うのですが、区の集積所などに設置することは可能でしょうか。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

小型充電式電池の回収場所拡大についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、回収場所が町内２ヶ所であることから、持込みにご不便をおかけしている面もあるものと認識しております。

しかしながら、小型充電式電池は破損や端子の接触などにより、発熱、発火する危険性があり、屋外の各区、集積所において風雨にさらされる環境や他のごみと混在する状況で保管することは、火災事故防止の観点から慎重な対応が求められます。

また、絶縁処理の確認や回収ボックスの適切な管理など、安全面での課題も多いことから、現時点で各区の集積所での回収を実施することは難しいものと考えております。まずは現在の拠点回収を住民の皆様にもっと広報することに努めると共に、

より身近な回収方法につきましては、安全性の確保を第一に他の自治体の事例も参考にしながら慎重に研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

理解いたしました。何より安全が一番ですので、その上で、これからも町民の皆様への周知、協力を呼びかけていただくことをお願いしたいと思います。

次に、家庭などで使用した廃食油、使用済みの食用油のことですが、これを回収して持続可能な航空燃料、ＳＡＦへ再資源化する取組をしている自治体が出ています。使用済みの油を空き容器等に入れて、数ヶ所で回収し、ジェット燃料の原料として有効活用するものです。町として取り組む考えはあるかお聞きします。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

廃食油の回収とＳＡＦ、いわゆる持続可能な航空燃料への活用についてお答えいたします。

家庭から出る廃食油を航空燃料の原料として再資源化する取組は、脱炭素社会の実現に寄与するものとして注目されており、東京都や千葉県などで動きが広がっております。

一方、本町の家庭用廃食油は、現在、可燃ごみとして処理していただいている状況にございます。ＳＡＦ向けの回収を実施するとなりますと、住民の皆様に持ち込んでいただく回収拠点の確保や収集方法、油を有効な状態で保つための品質管理、また、回収や運搬に伴う費用の負担など、本町として整理すべき課題がございます。こうしたことから、本町といたしましては、まずは近隣自治体の先行事例について情報収集に努め、社会情勢の変化を見極めながら慎重に研究してまいります。

以上で答弁を終わりにします。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

承知しました。この取組は、現在、国を挙げて行っている事業かと思いますので、先行事例を確認しながら、出来るところから進めていってほしいと思います。再資源化ということで、油もそうですし、まだうちの町は個々人で再資源化に、生ごみ処理機とか、そういうのには補助しておりますけれども、町として何か一つに取り組むということはまだ出来ていないように思います。まだまだいろいろな方法であると思いますので、町民課中心に、みんなで出来るものでないと、なかなか個人には限界があるので、町としてこれは取り組むというものをつくって、これから推進していっていただけたらなと思っております。

それでは次に、高齢者施策について質問いたします。

身寄りのない高齢者が安心して暮らせるための環境整備が必要と考えます。頼れる身内がいない人の生活を包括的に支援する仕組みとして、社会福祉事業を新設する社会福祉法などの改正法が本年６月に成立しました。新事業として、一つ、日常生活の見守りや金銭管理、二つ、病院や施設入所の手続き、三つ、死後の葬儀、行政への届出などのサポートを一定の利用料で受けられるもので、各都道府県の社会福祉協議会に取組を義務づけ、具体的な業務は各市町村の社協が担うことが想定されています。十分な資力がない人は、無料や定額で利用出来るようにする他、民間事業者などの参入も促すとしています。また、成年後見制度の見直しもされるとのことです。

そこで本日は、我が町の成年後見制度の利用実態を伺い、身近な相談窓口となる地域権利擁護支援センターの設置の状況をお伺いいたします。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

成年後見制度の利用実態ですが、利用者数などは家庭裁判所が管理しており、町には毎年、県から利用者数などが情報提供され、令和８年８月の情報では、法定後見制度の利用者は３３人となっています。議員がおっしゃられた権利擁護支援センターは、認知症や障害などで判断能力が不十分な方の財産や生活上の権利を守るため、成年後見制度の利用支援や相談支援、地域の関係機関との連携を中核となって進める公的、公益的な相談支援機関です。本町を含め、近隣市町にはありませんが、

町では相談支援や関係機関との連携等を地域包括支援センターで対応しています。

また、成年後見制度の主な役割である金銭管理については、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、通称「すまいる」が担っています。これは、高齢者、知的障害者、精神障害者等で、福祉サービスや日常生活に必要なサービスを利用するための情報収集や判断を自分一人ですることが不安な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

利用対象者は、この事業を利用する意思があり、必要な契約内容について、理解出来る方が対象となります。

主なサービスは、日常的な生活支援サービス、金銭管理サービス、財産保全サービスとなっており、実際の援助の内容は、預金の払戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き等、日常的な金銭管理の他、定期的な訪問による生活変化の見守りとなっております。

社会福祉協議会におります専門員が支援計画を作成し、権利擁護や金銭管理支援の基礎知識を学ぶ研修を受講した生活支援員が実際の支援にあたります。現在、東庄町社会福祉協議会のすまいるを利用されている方は１３名、生活支援員登録者は１８名、実際に支援にあたっている支援員は７名とのことです。社会福祉協議会と地域包括支援センターは、常に情報交換をしており、成年後見制度への移行の連携も行っています。なお、認知症等が進み、判断能力が著しく低下してしまった方は、成年後見制度を利用していただくこととなります。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。成年後見制度の利用実態は承知しました。判断能力が著しく低下してしまった方には、成年後見制度を利用していただくとのことですけれども、費用などはどのくらいかかるのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

成年後見制度の費用についてですが、初期費用として、申立て時に収入印紙や郵便切手、戸籍などの必要書類、鑑定費用が必要となり、ケースにもよりますが、１０万円程度が原則本人負担となります。申立書の作成や代理を弁護士や司法書士に依頼する場合は、これらの費用とは別に十数万円程度の専門家報酬がかかることがあります。

実際に成年後見制度の利用が始まってからは、後見人に対し報酬が支払われます。親族が後見人の場合は、必要に応じて報酬をつけることとなり、無報酬、またはごく少額となり、事案ごとに裁判所が判断をします。

後見人が弁護士や司法書士、社会福祉士などの場合は、家庭裁判所が後見人の業務内容や被後見人の財産状況などを総合的に考慮して決定します。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。ある程度のお金がかかるということですよね。経済的にこの費用を捻出することが難しい場合はどうなりますか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

成年後見制度の申立てにかかる費用については、負担することで生活保護法による要保護者となる方や費用を負担することが困難であると町長が認めた方に対しましては、町が費用の全額を負担する場合があります。なお、後見人に対する報酬についても、その費用を負担することが困難な方に対しましては、報酬の全部、またはその一部を助成することが出来ます。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

承知いたしました。私の感覚としては、経済的に厳しい状況の方が多く見られる

と実感しております。出来ることならば、判断能力があるうちに手を打っておけることが望ましいと思いますが、それも難しいところかと理解しています。出来る支援につないでほしいと考えます。

我が町は、福祉課、社会福祉協議会、共に連携は良好のように思われます。ご苦労があるかと思いますが、引き続き町民の皆さんのよりどころであっていただきたいと考えます。

次に、要旨２の町管理の東庄霊園に合葬墓を建設する考えはあるかを伺います。

少子高齢化や核家族の増加など、社会情勢の変化に伴い、お墓へのニーズが多様化しています。単身者や夫婦だけの世帯でお墓の承継者がいない人などが求めたいのが合葬墓とのことです。形は様々あるようですが、合葬式墓地は、墓の維持管理や承継が必要ないのが特徴です。昨今、各地の公営の墓園でも建設が増えているようです。近隣では、成田市が市営霊園に建設し、昨年１０月から供給が始まりました。地上１階、地下１階建てで、地上は納骨室で、地下は合葬室になっています。一部申込みを開始したらすぐに埋まったようです。また、全国的にも無縁墓が増えているように聞いております。現在の東庄霊園は、子供がいない方や先々の管理が出来ない方は、墓地用地を購入することが困難です。昨今は家庭の事情も多様化しています。永代供養などで先々の管理が不要な合葬墓が必要かと考えますが、見解を伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ご質問の東庄霊園の合葬墓の建設についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、墓地に対するニーズは多様化しており、承継者のいない方や身寄りのない方からの合葬墓への需要が高まっていることは、町としても認識しております。

現在、東庄霊園の利用区画数は、４５７区画、空き区画数は、１２１区画となっております。

また、無縁仏墓が満杯に近い時期にあり、身寄りのない方が亡くなられた場合には、現在のところ、町外民間業者に委託し、永代供養としてご遺骨をお預かりいただいている状況にあります。議員のおっしゃるとおり、成田市においては、市営霊

園に合葬墓を整備し、昨年１０月から供用を開始したとのことであり、一部の区画は申込み開始後すぐに埋まるなど、需要の高さが伺えます。

本町といたしましては、現時点において合葬墓建設の具体的な計画は持っておりませんが、今後の社会情勢の変化に対応していく必要があることは十分認識しております。

成田市をはじめとする近隣自治体の事例を参考に、施設整備費や維持管理費、利用者負担の在り方などを含め、中長期的な視点から総合的に検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

最近は、お墓を建てずに合葬式墓地や樹木葬、海洋散骨など、遺骨の取扱いが変化してきています。また、家族の形態も変わり、無縁墓地となる恐れも出てきているようです。東庄霊園は、団地が出来た後に多分出来たと思います。最初の頃は、買う人の方が多かったので維持管理も金銭的にはもしかしたら楽だったのかもしれません。現在、私も収支を見たところ、赤字になっているのではないかと思います。やはり維持管理が難しい状況に直面しているので、現状の収支を考えながら東庄霊園を一度見直す時期なのではありませんか。見解を伺います。

議長（栁堀　忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

東庄霊園の見直しについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、合葬式墓地や樹木葬など、遺骨の取扱いが多様化し、承継者のいない無縁墓地が生じる恐れも高まっております。収支につきましては、維持管理費が物価高騰や人件費上昇により増加する一方、管理料収入はその一部を賄うにとどまり、不足分を一般財源で補填している状況でございます。加えて、墓じまいによる区画返還も見込まれ、収支は今後一層厳しくなるものと認識しております。

こうした環境の変化を踏まえますと、東庄霊園の在り方を改めて検討すべき時期に来ているものと考えております。今後、近隣自治体の事例も参考にしながら、合葬式墓地等への対応や維持管理の在り方を含め、霊園運営全体について総合的に研

究してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。お墓に対する考え方が大きく変化、多様化してきています。時代のニーズに合った形にすることも必要かと考えます。そしてまた、公営の墓園でも赤字では困りますので、早めに検討に入っていただきたいと考えます。

私達誰もが年齢を重ね、認知症になるリスクを持ち合わせています。そうならないように予防、対策に取り組むことは、個人として、また、町としての課題です。なってしまった方を支援するのも現状では行政の関わりなしでは難しい時代かと考えます。少子高齢社会を見据え、一歩先取りの取組が必要かと思います。小さな町ですので、各部署の連携のもと、仕事にあたっていただくことを望みます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（栁堀　忠君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後１時５０分からとします。

（午後　１時３７分　休憩）

（午後　１時５０分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

３番、前田君江です。午後に入り、暑さが増してきております。室内ではありますが、水分補給をされながら、耳を傾けていただけたらと思います。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、私が取り上げるのは、東庄町の歴史・文化財を生かしたまちづくりと次世代への継承についてです。

東庄町には、私達がまだ十分に知らないたくさんの宝物が眠っているのではない

かと考えています。また、東庄町には東大社をはじめとする文化財、笹川の神楽、利根川の水運や笹川河岸など、長い年月の中で育まれてきた歴史や文化があります。町の公式サイトにも東庄町の歴史として、東庄の催事、鉄牛和尚、東氏物語、４０年前に編さんされた東庄町史などが掲載されています。つまり東庄町には既に東庄ならではの歴史の物語が幾つも存在しています。そこには先人達がどのように生き、どのように地域を作り、どのように文化を受け継いできたかという町の物語があります。しかし、その物語はちりぢりで、一つの大きな町の財産として十分につながっていない上に、町のために生かされていないように感じています。子供達に伝え、町民が知り、町外の人にも知ってもらうことで初めて次の時代につながっていくのではないでしょうか。

文化財は、ただ古いものを保存しておくだけではもったいないですよね。私は、保存する文化財から未来につなぐ地域資源へという視点が、これからの東庄町には必要だと考えています。

そこで質問要旨１、町内の文化財・歴史資料の現状と保存について、まず本町における文化財と歴史資料の現状について伺います。

東庄町には、県・町指定の文化財の他、古文書、古写真、民俗資料、発掘調査による出土品など、地域の歴史を伝える様々な資料があると思います。現在、町ではどのような文化財や歴史資料を把握し、どのように保存・管理しているのでしょうか。

一問一答方式を選択しております。次の質問は自席にて行います。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

指定文化財といたしましては、公民館、郷土資料展示室に展示してあります木造妙見菩薩立像をはじめ、県指定が９件、町指定が２０件あります。これらの指定文化財は、所有者や管理団体と連携しながら保存、管理に努めているところです。

指定文化財の他にも、古文書、考古資料、民俗資料など、地域の歴史を伝える様々な資料が存在しており、公民館や旧橘小学校において収蔵しております。

答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

発掘調査によって出土した資料について、整理・保存されているもの、未整理となっているものはどの程度あるのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。これまでの発掘調査により出土した考古資料は、旧橘小学校において保管しております。整理、報告書の作成が完了しているものがある一方で、発掘調査後、整理作業がなされていない遺跡の資料も多くあり、地道に整理作業を進めているところです。

答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

もし未整理の資料があるのであれば、私は、これらは単なる保管物ではなく、東庄町の歴史を知るための貴重な町の記憶だと考えます。今後、専門家や大学、博物館などとも連携しながら資料の整理、調査を進める考えはありますか。

また、写真や古文書、発掘資料などをデジタル化し、将来的には誰もが見ることが出来るデジタルアーカイブとして残していくお考えはありますでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えします。さきにも述べましたとおり、発掘資料の調査、整理については、旧橘小学校に調査整理室を設け、作業を進めているところです。また、令和６年度から専門的な知識を持つ会計年度任用職員を採用したり、令和８年度には大学で考古学の専門知識を学んだ職員を採用したりしたところです。千葉県教育委員会の指導の下、町内の遺跡の保護や考古資料の活用を進めてまいります。

次に、写真や古文書、発掘資料などをデジタル化し、将来にわたって誰もが閲覧出来るように残していくことは重要な取組と考えます。既に県内外の自治体でその

整備が進んでおり、今後、他の自治体の事例を参考にしながら、デジタルアーカイブの整備を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

知識がある専門家の方を採用されていることは感激です。デジタルアーカイブの取組も進められると聞き、頼もしく感じました。ただ、既に保管している全てのものが適切な管理下にはないと受け取りました。現存する歴史的なものも引き継がれていく伝統もお金をかけなければ壊れていき、風化し、失ってしまうのです。これからの東庄の財政の一端を担うかもしれない歴史的な財産をどのように扱うべきなのか、出来るだけ多くの職員の皆さんに興味を持っていただきたいと思います。

ところで、文化財の保存場所や収蔵環境について、老朽化やスペース不足などの課題はないのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。特に重要な文化財においては、湿度管理の出来る公民館の収蔵室に保管しておりますが、その他の文化財は旧橘小学校に保管をしております。資料の適切な保存環境を維持するためには、室温度管理や収蔵スペースの確保が重要であり、現状では十分とは言えない部分がございます。

今後の施設整備の在り方を総合的に検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

本当に膨大な量ですよね。見させていただいたことがございます。今後、発掘や個人のお宅に眠る秘蔵の文化財など、寄附があったらその点は一層考えなければならない重要な案件かと存じます。保存、収蔵及び展示について、後からの質問で掘り下げて伺いますが、ここで是非とも東庄歴史ミュージアムの建設という方向性も

今後の検討課題に入れていただきたいと思っております。

それでは次に、質問要旨２、無形文化財・民俗芸能の継承と後継者育成について。

形として残る文化財だけではなく、地域の人から人へ受け継がれてきた文化について伺います。東庄町には笹川の神楽をはじめ、地域の祭礼や伝統行事など、長い年月にわたって地域の皆さんが守ってきた文化があります。笹川の神楽は、現在も地区の若者が先輩から教えを受けて舞台に立つなど、地域の中で継承されています。

一方で、少子高齢化が進む中、伝統文化の担い手不足や後継者育成は今後益々重要な課題になると考えます。そこで、町として現在どのような無形文化財や民俗芸能を把握しているのでしょうか。また、それぞれの保存団体や担い手に対してどのような支援を行っているのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。町の無形文化財としては、県指定無形民俗文化財である笹川の神楽、町指定無形民俗文化財である左右大臣の神楽、東大社式年大神幸祭です。また、保存団体や担い手への支援については無形民俗文化財継承事業により、活動費の補助を行っております。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

分かりました。伝統文化を高齢の方が守っていくものとしてしまってはいけないと思います。子供達が地域の伝統文化に触れ、実際に体験する機会を学校教育や社会教育と連携して増やしていくお考えはありますか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。地域の伝統文化を題材とした事業や体験活動を学校教育と社会教育が連携しながら進めているところです。

例えば、現在公民館で実施しております放課後子ども教室では、笹川の神楽の講

座が行われており、学校と地域の保存団体等と連携しながら、子供達が地域の伝統文化に触れ、学び、体験出来る機会を作っているところです。

答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

そうですね。子供達が、なぜこの祭りがあるのか、なぜこの神楽を舞うのか、その背景にどんな歴史があるのかを知ることで、初めて自分達の文化として受け継いでいけるということですね。

では、現在取り組んでおいでの地域の方を先生として学校に招いたり、子供達が祭礼や神楽を学んだりといったことを記録映像に残したりするなど、次世代への継承事業を町として進めるお考えはありますか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。議員がおっしゃるように、地域の行事に子供達が参加したり、様々な行事について記録映像を残したりすることは、次世代へ文化を継承するという意味でとても重要なことです。学校教育や社会教育において、地域の方を先生として体験学習、例えば、祭礼や神楽を学ぶ体験の機会などを増やし、地域の伝統文化を知り、守っていくという意識を醸成したいと考えます。今後、具体的な事業の在り方について検討をしてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

期待しております。

それでは、後押し出来るような質問をいたします。質問要旨３、文化財保存活用地域計画等の策定と観光・教育・地域振興への具体的な落とし込みについての質問です。

町全体の歴史文化をどのように位置づけていくのかについて伺います。

文化庁には、文化財保存活用地域計画という制度があります。これは文化財の保存活用について市町村が目指す将来像や具体的な事業を定めるマスタープラン兼アクションプランとされています。また、文化庁では、この計画を作成するための補助制度も設けています。令和８年７月１７日現在、全国では２５３自治体の計画が認定されております。千葉県内でも香取市などが認定されています。香取市では、この計画を通じて文化財への関心を高め、文化財を通じた地域活性化や観光振興、郷土への愛着を深めることが期待されています。

そこで伺います。東庄町では現在、文化財保存活用地域計画の策定についてどのような検討をされているでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

本町における文化財保存活用地域計画の策定については、現時点において策定に向けた具体的な検討には至っておりません。しかしながら、こうした計画を持つことが本町の歴史文化を体系的に位置づけ、保存、活用を総合的に進めていく上で大変重要であることは十分に認識しており、今後の重要な検討課題として受け止めております。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

文化財保存活用地域計画の策定は、検討から是非実行に進めていただきたいと思います。大きな市だからとか、大きな歴史的建造物があるからとか、他の地域と比べて卑下するより、東庄町に存在し続けたものや建物、伝統伝承にもっと自信を持って取り組みましょう。ただ、いきなり大きな計画を作ることが難しいのであれば、まず東庄町の歴史文化資産を整理するところから始めても良いと思います。いかがですか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

膨大な考古資料や古文書など、資料を整理するには時間と費用がかかりますが、東庄町の宝である歴史遺産を後世に残していくことは、行政の役割であると考えます。専門的見地からの検討はもちろんのこと、一般の方々にも分かるよう、地道に整理作業を進めてまいります。そして、これらを東庄町の歴史文化という一つのストーリーとして整理、体系化してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

東庄町の歴史文化という一つのストーリー、印象的なフレーズをいただきました。地道な作業の積み重ねとは存じますが、整理体系化を引き続き取り組んでいただきたいと思います。

確かにお金はかかりますよね。そこで質問要旨４、歴史資料の収蔵・展示環境と補助制度について。歴史資料を実際に町民や来訪者が見て学ぶための環境について伺います。

貴重な資料が存在していても、適切に保存され、整理され、見ることが出来なければ、その価値を十分に伝えることは出来ません。現在、町には天保水滸伝遺品館など、歴史を伝える施設がありますが、今後、東庄町全体の歴史文化をより総合的に伝えていくためには、収蔵、展示機能を更に充実させる必要があると考えます。そこで、現在の歴史資料の収蔵、展示環境について、町はどのように評価しているのでしょうか。

また、既存施設の改修や展示スペースの拡充、収蔵庫の整備、デジタル展示など、検討する考えはありますか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

現在、本町では、公民館の郷土資料展示室において、歴史資料の収蔵、展示を行

っております。展示スペースの制約、収蔵庫の容量不足など、現状では十分とは言えない部分がございます。今後、既存施設の改修や展示スペースの拡充、収蔵庫の整備について検討をしてまいります。

また、デジタル展示につきましても、先程ご質問をいただいたデジタルアーカイブの取組と併せて資料をより多くの方に見ていただくための有効な手段として検討を進めます。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

文化財の保護などの資料館を建てること自体に特化した文化庁の直接的な補助金は今現在ないと聞いております。先程述べた文化庁には、文化財保存活用地域計画の策定及び提出や国土交通省などのまちづくり関連の交付金、社会資本、整備総合交付金など、いろいろ調べていただければ文化財の保存、継承、普及啓発などを支援し、それらをより良い環境で見せる場を作る補助制度があると思います。こうした国・県などの補助制度を積極的に調査し、活用する考えはあるでしょうか。

また、民間からの援助という手段もあると思いますが、そういった呼びかけを考えてみませんか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

教育委員会といたしましては、ご指摘の補助制度や民間からの援助について、積極的に調査、研究を進め、町の実情に合った形で最大限の活用を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

期待しています。先程、東庄歴史ミュージアムと口走ってしまいましたが、膨大

な資料や文化財の展示、保管、保護といった観点からも、既存の公共施設、空き施設などを活用して、まずは東庄町の歴史を知ることが出来る場所を作る方法もあると思います。そうした歴史文化の拠点を整備することをお勧めしますが、町のお考えをお聞かせください。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

現在、旧橘小学校を文化財の保管、整理の場として活用しており、東庄町の歴史文化を総合的に伝えることが出来る歴史文化の拠点として整備していくという案もあるかと思います。施設の老朽化や維持管理コスト、利用者の利便性なども踏まえながら、前向きに検討をしてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

前向きなご答弁をありがとうございます。そうですね、橘小学校も老朽化しているでしょうし、昭和５９年に造られた公民館も大規模改修から来月で１６年経とうとしています。歴史文化の拠点については、町の財政につながるようにじっくりと考えていただけるとうれしいです。未来につながる地域資源をどのように生かせたら、人を呼び込み、お金につなげていくのか楽しみです。微力ではありますが、一町民としてお手伝い出来ることがあればおっしゃってください。

続きまして、質問要旨５、東氏を軸とした郡上市との歴史・文化交流について。今回、私が特に大切にしたいのが、岐阜県郡上市との歴史的なつながりです。東庄町の町名の由来となった東氏は、歴史の流れの中で美濃国郡上と深く関わり、現代の東庄町と郡上市を結ぶ大きな歴史的な絆となっています。実際に、現在、東庄小学校と郡上市立大和小学校では、東氏を共通の歴史として、オンラインによる子供達の交流も行われています。そして、郡上市では、東氏の歴史を子供達が学び、文化として表現する取組も行われています。私は、こうした取組は単なる交流事業ではなく、歴史を次の世代へ手渡す取組だと思います。歴史は古文書の中だけにある

ものではありません。子供達が学び、語り、演じることで、初めて生きた歴史になるのではないでしょうか。

そこで、東庄町として郡上市との歴史的なつながりを今後更に文化交流、子供達の交流、郷土学習などへ発展させていくお考えはありますか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。東氏の歴史に特化した学習は特に行っておりませんが、小学校６年生の社会科や中学１年生の歴史の授業で、鎌倉幕府の学習を行う際、教育委員会が作成した東氏物語の漫画を活用しながら学習を進めております。

また、小学校３年生の社会科において、地域の歴史や文化、地域の様子を知ろうという学習があり、令和６年度から、そのまとめとしての発表会を東庄小学校と郡上市立大和小学校を、オンラインを用いながら授業交流を進めているところです。

更に、小学校５年生の授業で短歌を作ろうという学習があり、今年度から両校をオンラインでつなぎ、共同した交流事業を進める予定でいます。

今後、郡上市との歴史的なつながりを考えた文化交流、子供達の交流などへと発展するような授業を考えていきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

１９９９年発行の漫画東氏物語は、私も２３年ほど前に家にありまして、読ませていただきました。こういうものを作ろうと考える自治体は、感性の豊かな職員さんが多い町なのだなと当時感激した覚えがございます。その心意気が今でもつながっているんだなというふうに思います。

話はそれましたが、小学校同士の交流は既に活発に行われているということですが、オンラインで発表し合うだけでなく、実際に行き来しての交流というのはいかがですか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。

郡上市立大和小学校との交流は、令和６年度から始まりました。東庄町教育委員会、郡上市教育委員会とも、出来ることを地道に、そして継続的に進めたいとの意見が一致しており、無理のない範囲で子供達の交流が出来るよう、考えてまいります。

また、大和小学校で行われている東氏を題材とした創作オペレッタは、大変素晴らしい取組です。東庄小学校では、その公演の様子を収録したＤＶＤを大和小学校から頂いており、小学校６年生を中心に視聴しているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

そうですね。無理をし過ぎて継続困難になってしまうことが一番よくありません。それにしても、大和小学校のオペレッタは見てみたいですね。東庄小学校でも笹川の神楽を学んでいるお子さん方もいらっしゃるようですし、交流公演なんて出来たらいいなと思います。将来的には東氏を軸とした歴史文化交流都市、更には友好都市、姉妹都市といった関係も視野に入れていく考えはありますでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

お答えいたします。郡上市は、７町村が合併して誕生した市であり、東氏と関わりのない地域も存在します。先程も申し上げましたが、両教育委員会とも、出来ることを地道に、そして継続的に進めたいとの考えが一致しており、今のところ、大和小学校を足がかりに大和中学校との交流を考えていきたいと思います。

また、社会教育の分野においても、東氏関係のシンポジウムを継続的に進め、東氏が歩んできた歴史を内外に知らせるよう、努力してまいります。

いずれにいたしましても、東庄町と郡上市をつなぐ、この歴史的なつながりは、本町にとってかけがえのない財産です。子供達の交流を着実に育てながら、両市町の絆をより一層深めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

３番、前田君江君。

３番（前田君江君）

中学校同士の交流も近く伺えるということですね。楽しみです。

ご答弁をありがとうございました。子供達だけではなく、大人も巻き込んでの交流になるといいですね。郡上市との歴史交流をきっかけに、日本中、いえ、海外にも東庄町をアピールしていきましょう。東庄町の歴史文化を考える時、私は便利で新しい町にすることだけがまちづくりでないと思っています。古いものを壊して、新しくするのではなく、そこに残っている歴史や景観を価値として捉え、現在の暮らしと共存させていくことが大切です。

近隣の町にはフランチャイズ店の店舗が建ち並び、同じデザインの看板が並んでいます。それらがすぐそばにないことは、不便ではありますが、今となってはそれが価値に代わる可能性があると思います。

例えば、ローマでは古代から現在までの歴史が都市の中に幾層にも重なり、遺跡や歴史的建造物だけでなく、道路や水辺、都市の構造そのものを含め、歴史的景観として捉えています。歴史の積み重なりを地域の価値として捉えています。

また、ベトナムのホイアンは、１５世紀から１９世紀に栄えた交易港で、川と町並み、伝統的な建物、街路などが一体化となって残されています。東庄町も利根川や水運、農村景観、集落、神社、祭礼など、長い年月の中で形成されてきたものがあります。

もちろん、ローマやホイアンと東庄町をそのまま比較するものではありません。注目する考え、やり方は日本の中だけではないということです。東庄町のこれからのまちづくりにも大きな視野が必要だと考えます。文化財を生かすことは、未来を作ること、行政だけではなく、学校、地域、文化団体、そして町民一人一人が関わることの出来るまちづくりです。古い町並みや歴史的景観を不便だから変えるのではなく、そこにしかない価値にしましょう。

冒頭から申し上げております保存する文化財から未来につなぐ地域資源へ考え方をシフトしていただきたいと思います。そんなまちづくりを進めていただくことを期待し、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

議長（栁堀　忠君）

以上で、前田君江君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後２時３５分からとします。

（午後　２時２３分　休憩）

（午後　２時３５分　再開）

議長（栁堀　忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

４番、岩井。早速質問に入らせていただきます。

質問事項１、ＨＰＶワクチンの周知方法及び接種後の対応について伺います。

ＨＰＶワクチン、いわゆる子宮頸がんワクチンを正しく理解してもらうために活動をしている方からの訴えがありました。副反応に関することや接種すれば安心というわけではないことなど、データを元に様々な話を聞きました。その中で感じたことは、やはりワクチンを打つ、打たないは、しっかりと情報を入れた上で、自分の意思、もしくは未成年であれば親の意思のもとで、冷静に判断することが大事だということです。

新型コロナウイルスが出た際も、ワクチンに関する様々な臆測が飛び交いました。真実とデマは線引きが非常に難しく、確実なことが言えないということだと思います。個々の状況でもその効果は変わります。だからこそ冷静な判断が求められます。ワクチンに限らず、薬全般、メリット、デメリット、両方必ずあります。素人がゼロか１００かで判断は出来ません。ただ、そのデメリットの方で人生が変わるほどの副反応や、もしくは命を落とす人がいるということも事実です。見ないふりは決して出来ません。

ただ、この質問の中で、ＨＰＶワクチン、ひいてはワクチン全般に対して、賛成、反対などというつもりはありません。

では、まず要旨１では、接種の実績と副反応などの相談件数について伺います。

直近数年の接種の実績、それから推移と接種に関連する相談の有無、副反応の相談などもあったら含めて教えてください。

また、２０２２年の接種の推奨が再開されてからと、それ以前ではどれぐらい接種率の変化があったかも併せてお伺いいたします。

以降は自席にして質問させていただきます。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まずは、ＨＰＶワクチンについてご説明いたします。

ＨＰＶワクチンは、子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐ予防接種です。このウイルスは、主に性交渉から感染すると考えられているため、ワクチンの定期接種対象者は、１２歳から１６歳の女子と定められています。ワクチンは、疾患の蔓延を防ぐために接種が必要とされる予防接種Ａ類に分類され、ワクチンの種類によって、２回から３回の接種が必要になります。ＨＰＶワクチンについては、リスクが十分に周知されていないとされ、国の方針で２０１３年、平成２５年から２０２１年、令和３年の間、接種の勧奨を控えるという経緯がありましたが、現在はワクチンのリスクよりも有効性が確認されているため、ワクチン接種の勧奨を再開しています。なお、接種勧奨が控えられ、ワクチン接種の機会を逃した方を救済する措置として、令和７年度までキャッチアップ接種が実施されていました。

それでは、ご質問のＨＰＶワクチン接種の実績についてお答えいたします。

令和２年度は、接種者１名、接種回数１回、令和３年度は、接種者５名、接種回数１４回。ワクチン接種の勧奨が再開された令和４年度は、接種者６０名、接種回数１３０回、令和５年度は、接種者１１４名、接種回数１８５回、令和６年度は、接種者１４９名、接種回数２９４回。一部のキャッチアップ接種が終了した令和７年度は、接種者５４名、接種回数８１回でした。

相談件数につきましては、統計を取っておりませんので不明ですが、接種間隔についての問合せが多く、接種後の副反応に関する相談については、確認されておりません。

私からは以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

数字から見ると、接種率はそこまで高くないようです。もちろんこれがいいとか悪いとかというつもりはありません。

では、接種に関する相談を受けた場合に、誰がどのように対応することになっておりますか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

相談を受けた場合は、相談内容によって異なりますが、保健師がワクチンの有効性や副作用のリスク、接種間隔等について説明しております。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

専門職の方が相談に応じてくれているとのことで、承知いたしました。メリット、デメリット、共にしっかりと説明してくれていることと思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、質問要旨の２、現状の周知方法と周知内容はということで、対象者にどのような方法で周知をしているのか、また、その内容は国や県から指示されたものをそのまま発信しているのか、それとも町独自の要素もあるのでしょうか。

それから、予診票には、保護者、または接種者の自署、自分でのサインですね、が必要になっていますが、ワクチン自体の案内には、同封パンフレットをよく読み、医療機関へ予約の上、接種を受けてくださいとなっています。同封パンフレットを一言一句読んでほしいところではありますが、細かな説明も多いために、大まかにしか読まない可能性もある気がいたします。接種に関する案内に、あくまで任意であるということをより分かりやすく記載した方が、万が一、先のことを考えると、本人にとっても、町にとってもいいかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

対象者への周知方法ですが、標準的な接種年齢である中学１年生の女子に対し、４月に個別通知をしております。周知の内容については、予防接種法に基づく事業のため、必要な説明事項が網羅されている国が作成したパンフレット等を利用しています。

ワクチン接種に関するパンフレットや予診票等については、今後も国の定めた様式を使用してまいりたいと思いますが、接種者や保護者の方が予防接種についてより理解し、接種について選択が出来るよう、案内文等について見直しを行っていきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

残念ながら、現代では、文字を読むことがおっくうになっている時代です。そういったことも考慮しつつ、より分かりやすく、理解が深まるような案内が必要と考えます。重大な副反応を訴えている方の中には、何か市町村で打たされたという感覚を持っている方もよくいらっしゃるそうなので、そういった誤解が生じないためにも、しっかりとした情報発信をお願いしたいと思います。これら体に直接関わることなので、改善をしてし過ぎることはないかなと思います。

周知に関して、別の観点からもう一つ。ＨＰＶワクチンを打ったとしても、定期的な子宮頸がん検診は推奨されていること、それから、そもそも子宮頸がんのリスクを避けるための予防に関すること、これらも事前情報として必要と考えますが、発信は出来ないものでしょうか。

既に子宮頸がんの予防のための指導などが行われていれば、事例をお示しください。

それから接種の案内をする時点で、同時に接種する、しないにかかわらず、子宮頸がん検診はやはり必要であることを訴えることは出来ないでしょうか。接種したから安心となってしまうと、思わぬリスクになる可能性もあります。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

子宮頸がん検診等の周知については、２０歳の歯周疾患検診時にがん検診の登録に関するチラシを配布し、子宮頸がん検診を含めたがんの予防や検診の重要性について周知しております。なお、子宮頸がん予防のため指導した事例については、現在のところありません。

また、議員がおっしゃられるようにＨＰＶワクチンを接種しただけでは、完全に感染を防げるものではありません。がん検診は、自覚症状がないうちに受診することで、早期発見、早期治療につながります。中学１年生に個別通知する際には、ワクチンを接種しても子宮頸がん検診の受診が重要である旨をお知らせしています。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

一定の年齢になったら、知識として、どういうことが予防につながるのかを知っておいた方がいいかなと思います。

予防指導の方も是非ご検討ください。検診の重要性に関しては、中学１年生にはお知らせしているとのことですが、これは大事なことなので、繰り返しの周知をお願い出来れば幸いです。

では次に、質問要旨３、接種後のフォローアップ体制について伺います。

万が一顕著な副反応が出た場合、町へ相談するとしたらどこに相談し、その後はどのようなフォローがあるのでしょうか。接種後の症状などに関する相談窓口や、健康被害救済制度の存在をより分かりやすくした方が良いのではないでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

ＨＰＶワクチンを含めた定期予防接種による副反応等の健康被害が出た場合は、

健康福祉課、保健衛生係が窓口となっております。

ご質問にありました健康被害救済制度については、予防接種による健康被害が発生した場合、東庄町予防接種健康被害調査委員会設置条例に基づき調査を行い、その調査結果を、県・国へと進達し、予防接種法に基づき、国が認定した際に、健康被害があった方に救済を行う制度です。

この健康被害救済制度については、各予防接種の通知文にそれぞれ記載しておりますが、更に多くの方に理解されるよう、工夫して周知していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

是非、工夫の方をお願いしたいと思います。情報としては、まだまだ行き渡っていない可能性もあります。これは、他の予防接種にも関わってくる部分だと思いますので、繰り返し恐縮ですけれども、分かりやすい周知が必須と考えます。子供のうちに接種するワクチンの数は、なかなかの量になります。だからこそ、保護者の方を含めて、しっかり考えていただくきっかけを作っていかなければなりません。次の質問にも関係しますが、体に入るものは健康に直結します。

ということで、続いて、質問事項の２、食育への関心を高める施策について伺います。

食育は、学校教育の中だけでは成り立ちません。むしろ家庭での割合の方が大きいのかなと思います。これから学校給食をより良いものにする動きがあったとしても、家庭での食生活が乱れていては、子供達の成長にとっては非常にマイナスとなります。先日のオーガニック給食に関する行政視察中や、その後の勉強会でも家庭での食生活が大事であるとの意見が出ました。まずは我々大人が食に関する知識や理解を深めなければなりません。皆さん、ふだん買物をする時に食品の裏などを見ているか分かりませんけれども、そういった商品の裏には食品表示が書かれておりまして、これをしっかり見ることや、食品添加物への理解は非常に重要になってきます。多少でもこれらの知識があると、食品を選ぶ際に生かすことが出来ます。

食育というと範囲が非常に広いですけれども、今回はこの１点に絞り、お尋ねいたします。

日本は添加物大国と言われております。外国では、禁止されているものでも使われているケースもあります。また、表記の仕方も複雑、巧妙であり、表記上の見かけは一つのものに見えても、実はグループとして一つにまとめて表記されていることもあります。添加物の専門家によると、例えば、お弁当を買って、いざ細かく分析してみると、一つのお弁当の中に１００から２００種類もの添加物が使われていることも少なくないそうです。ただ、これは表示上では詳細には書かれていません。

また、炭酸ジュースには、砂糖に換算すると５０グラムも甘味料が使われていることもあるそうです。もちろん販売されているものを買うなと言いたいわけではありません。ただ、知っておくことで選ぶ際の判断材料が増えます。当たり前ですが、人は食べているもので出来ています。大人はともかく、子供は大人から与えられたものを食べることがほとんどであり、更には成長の途上であることも見過ごせません。

では質問要旨１、食品表示に関しての情報発信は出来ないかということで、今、申したような事実を基に、食品表示についての知識を得るための機会を設けるべきと考えます。これは全ての人に役立つと思いますが、特に子供に関わる方は知っておいた方がいいかなと思います。

そこで、町としても情報発信が出来ないものでしょうか。自治体によっては、専門家を呼んで講演会をしたり、Ｑ＆Ａ方式でホームページに情報を載せたりしているところもあります。過去に我が町では、そういった取組をしたことはありますでしょうか。または、今後、そういった取組は出来ないものでしょうか。例えば広報で特集を組んだり、教育関連の講演会で専門家を呼んだりなど、いかがでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、食習慣をはじめ、生活習慣の基礎を培う大事な時期である乳幼児健診やこども園において、食に関するリーフレットを配布しています。また、中学２年生を対象に、自らの健康について考え、健康的な生活を送るための食べ物を見極める力を身につけてもらうため、管理栄養士が講師となり、生活習慣病予防学習会を行っています。

広報では、現在、季節ごとに地域の食材を生かしたメニューや健康増進に役立つメニューの紹介を行っています。今後は、栄養成分を分かりやすく表示したリーフレットを作成し、がん検診や特定健診で配布していきたいと考えます。専門家をお呼びしての講演会などについては、教育課とも連携を取りながら、検討していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

食は何より大事ですので、是非、お願いいたします。特に添加物に関しては、私も勉強いたしましたが、知っておいて損はない情報かと思います。というよりも、知らないと怖いとさえ感じました。ただ、添加物イコール悪ということではなく、適切に付き合うには、それについて理解していないと後々自分の首を絞めかねないということです。午前中の町長の理念の中に、病気にならないようにするとの言葉がありましたが、まさにこれは素晴らしいことであり、様々な観点から、今後も継続していくべきと考えております。

そして、原材料や添加物などが記載されている食品表示は、商品を選ぶ際の強い味方となります。消費者庁が出している、知っておきたい食品の表示というガイドブックには、かなり詳細に様々な情報が記載されています。これを配布したり、存在を周知したりするだけでも、まずは一歩かなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

健康福祉課長、髙木多恵子君。

健康福祉課長（髙木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

食品の栄養表示に関する情報発信をすることは、住民の健康づくりや食育、生活習慣病予防を行う上で大変重要ですので、幅広い世代に周知出来るよう、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの配布等を検討していきたいと考えます。

私からの答弁は以上です。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

是非、前向きにお願いいたします。

それから、子供に関してですが、家庭での食事はほとんど保護者によるところが大きいと思います。学校から保護者に向けて、給食に関して、もしくは広い意味での食に関しての発信はしておりますでしょうか。

例えば、先程申した出来合いのお弁当の中には、多くの添加物が入っているとか、そういった情報を少しでも知ってもらえれば、安易に出来合いのものを与えるということが避けられるかもしれません。情報の発信の積み重ねが、長い目で見れば、家庭での食育につながると思いますが、いかがでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡　伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

保護者に対する家庭教育支援としましては、教育委員会が家庭教育学級を設置し、毎年行っています。今年度は、食育関連の講座、給食の試食会などを１０月に実施する予定です。このような機会を活用し、食品成分表示の確認に関する啓発をはじめ、食育に関する情報を保護者へ発信してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

食品成分表示に関する発信を啓発していただけるとのことで、是非お願いいたします。

食への健康志向が、若い世代を中心に高まっています。成長期のうちから適度に気をつけられれば、それに超したことはありません。食育関連の講座も開催されるとのことですので、是非食品への関心を高められるように期待しております。

続いて、質問事項の３、水防への取組についてということで、先日、千葉県内で想定外の豪雨被害が出てしまいました。その他にも、今年は全国的に雨による被害が続いております。亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

千葉での豪雨の僅か前に参加した利根川流域の治水大会で、水防という言葉を聞きました。水を防ぐと書いて水防ですけれども、私の周囲でこの水防という言葉自体にぴんと来ている人は少ないのかなと感じました。しかしながら、調べてみると、利根川流域に住む私達にとっては、かなり重要であると感じました。

そこで、質問要旨１、水防体制の現状とこれからの課題についてということで、まず水防体制についてお伺いいたします。

国土交通省の水防に関する記述を見ると、水害に立ち向かう自助、共助、公助を全て含めた概念とあります。つまり、どこか一つの団体に任せ切りでは成り立たないということです。水防法には、水防に関する責任は市町村等が有するとあり、町の役割も大きいことが伺えます。現状、町ではどのような水防体制を取っているのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、水防体制の現状とこれからの課題についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、水防とは、自助、共助、公助が一体となって機能するものであり、水防法第３条においても、町はその区域における水防について、第一次的な責任を有する水防管理団体として位置づけられております。

水害と一口に申しましても、局地的な大雨による浸水被害から、２００年に一度の規模とされる利根川の大規模氾濫まで、その規模と影響は大きく異なります。

いずれの場合におきましても、住民の命を守る上で、避難が大前提であり、早期かつ適切な避難行動が最も重要であると認識しております。そのためにも、平素からハザードマップで自宅周辺のリスクを把握し、避難場所、避難経路を確認しておくことが不可欠でございます。

本町の水防体制といたしましては、地域防災計画に水防計画を位置づけ、消防団を中心とした水防組織の整備に取り組んでおります。出水期前における危険箇所の点検、巡視の他、千葉県や国土交通省、利根川下流河川事務所、銚子地方気象台との情報共有体制を整え、洪水予報や水防警報の迅速な伝達に努めております。

また、令和７年にはハザードマップを作成、配布し、住民の皆様の自助、共助の意識醸成にも取り組んでいるところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

ハザードマップの役割は、非常に大きいと思います。町の洪水ハザードマップを見ると、最悪の場合、住宅地にもかなりの水かさが襲ってくると想定されています。この最悪の事態が、千葉での豪雨を目の当たりにした今、現実味を帯びてきております。

我が町では、もしあのような状況に今すぐなった場合、どのような課題や問題が想定されておりますか。あわせて、現状の水防体制と住民の水防への意識は十分であると言えるでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

令和８年８月の千葉豪雨では、千葉県内で住宅被害が５，０００棟を越え、停電、断水など、甚大な被害が発生しております。

幸い、本町での直接的な被害は確認されておりませんが、本町のハザードマップが示す最悪の浸水想定が決して絵空事ではないことを改めて認識させられた出来事でございます。万が一、同規模の豪雨や利根川の大規模氾濫が発生した場合、避難が最大の命綱であることは言うまでもありません。しかしながら、課題として、夜間や早朝の急激な増水時における迅速な避難情報の伝達、高齢者や要支援者の避難支援体制の実効性、更には避難所の受入体制の整備などが挙げられます。

また、住民の水防意識につきましては、令和７年のハザードマップの配布や広報東庄での防災特集等を通じて啓発に努めておりますが、自らの居住地のリスクを十分に把握されている方がどれほどいるかということを考えますと、現状の体制、意識が十分であるとは言い切れないと認識をしております。引き続き、実効性のある取組を強化してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

なかなか身近で被害があっても、いざ自分のこととなると危機意識を持てないのが人間です。まずは住民一人一人が自身の居住地の現状把握が最優先なのかなと思います。実効性のある取組ということでは、水防分野でもドローン活用することが出来れば、非常に心強い味方になると思いますが、いかがでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、令和６年１１月２７日に国際ドローン協会と災害時等におけるドローンを活用した支援活動等に関する覚書を締結しており、有事の際には迅速な協力体制が整っております。

水防分野における活用としては、まず、被害状況の把握が挙げられます。河川の氾濫や浸水被害が発生した際、ドローンによる上空からの映像取得により、人が立ち入れない危険箇所の状況を迅速かつ正確に確認することが可能となります。

また、避難指示等の広報活動においても、スピーカーを搭載したドローンを活用し、被災地域へ直接アナウンスを届けることで、住民の安全な避難誘導に役立てることとしております。

引き続き、住民の安全・安心の確保に向け、積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

ドローンが命を救うというのは、東庄だからこそのなせる技だと思います。日頃から様々な状況を想定していただくことを心よりお願いいたします。

質問要旨の２、非常時に町民の取るべき行動はということで、今後、町だけに頼るのではなく、まさに自助も鍵になってくると思います。水害への備えや意識が十分でない現状の中で、すぐに千葉豪雨のような事態が起きてしまった場合に、町民

の第一に取るべき行動とは何でしょうか。洪水ハザードマップの情報面の方を見ると、様々書いてありますが、ここではあえて絞って分かりやすさ重視でお答えください。メッセージ性の強い発信が、いざという時の行動に結びつくと思います。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、非常時に町民が取るべき行動についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、いざという時に行動出来るかどうかは、日頃からの備えと明確なメッセージの浸透にかかっていると認識しております。あえて一言で申し上げるならば、迷わず早く逃げるということに尽きると思います。水害においては、まだ大丈夫だろうという油断が命取りになります。避難情報が発令される前であっても、雨の降り方や川の様子に少しでも異変を感じたならば、ためらわずに行動を起こしていただくことが最も重要であります。

その際、令和７年に配布しましたハザードマップで、事前に確認した避難場所へ、明るいうちに、出来れば一人で抱え込まず、近隣の方と声を掛け合いながら避難していただくことを強くお願いしたいと思います。

町といたしましても、気象情報や避難情報を迅速に複数の手段で発信し続けることが重要であると考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

迷わず早く逃げる、町民全体の共通理解にしていきたいものです。

それから、非常時には自主防災組織の存在も鍵になると思いますが、現状、各地区での体制構築は進んでいるのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、町内３４地区全ての区に自主防災組織ということで指定しており、各

組織の長は各区長が務めております。体制整備の取組としましては、自主防災組織が作成する地区防災計画のひな形を町で作成しまして、各区へ提供しております。

また、毎年、各区長を対象としました情報伝達訓練を実施すると共に、各組織の訓練についても町としてサポート出来る体制を準備しております。

一方、区長は行政協力員としての業務と自主防災組織の長としての業務を兼務しているということ、また、任期が１年と短いため、防災対応に十分取り組めないまま交代となるケースも見受けられ、今後の課題と認識しております。引き続き、各区の防災力向上に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

区長さんの任期が１年というのが壁になっているのかなと思います。我々議員も含めて、この課題への研究は必要なのかなと感じました。執行部の皆さんのお知恵も是非お借りしたいと思います。

それから、私も登録しておりますが、防災メールは非常に役立っていると考えます。現状の登録者数とその数は順調に増えているのかお尋ねいたします。

議長（栁堀　忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

では、ただいまのご質問にお答えいたします。

防災メールにつきましては、従来使用していましたシステムが新たな防災気象情報に対応していなかったため、令和８年６月から、すぐメールｐｌｕｓへ移行いたしました。新システムでは、防災情報に加え、行政サービスに関する情報も配信しております。登録者数でございますが、平成２４年の運用開始当初は１，３００人でございましたが、現在では１，９６５人となっており、引き続き登録者数の拡大に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

現在１，９６５人、着実に増えてはいるものの、もっと登録者を増やしたいところであります。防災だけでなく、防犯情報も届きますので、私の方も町民の皆さんにどんどん教えていきたいと思っております。

最後、質問事項の４、東庄町観光会館及び天保水滸伝遺品館について伺います。

ここ数年でメディアへの紹介なども功を奏し、来訪者が増加し続けております。年間数千人規模での来訪、工夫次第で町のＰＲにもかなりつなげられると思います。その一方、予算の少なさや老朽化で見栄えや雰囲気が損なわれている部分もあります。実にもったいないと感じております。スペース自体は決して広くはないので、僅かでも手を加えれば、来訪者の方の満足感もしっかりと高めることが出来ると考えています。

そこでまずは、質問要旨１、施設の役割をどのように捉えているか。

町は、どのような役割を両施設に求めていますか。また、来訪者の数や目的、特性などの分析は出来ているのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

観光会館及び天保水滸伝遺品館は、観光協会によって運営、維持管理されている施設でございまして、町としては、これらの施設が本町の歴史や文化を広く発信し、町内外の来訪者に東庄町の魅力を知っていただくための重要な役割を果たしていると認識しております。観光会館は、観光案内や情報発信の拠点としての役割を担っており、天保水滸伝遺品館は、本町の特色のある歴史資源を紹介し、郷土への理解を深めていただく場としての位置づけがされております。

来訪者につきましては、観光協会の記録によりますと、過去３年間の実績は次のとおりでございます。

令和５年度は３，５６７人、令和６年度には４，０２４人、令和７年度には６，３２５人と、年々増加傾向にございます。この増加は、町広報誌や観光協会を通じた情報発信など、これらが功を奏した結果であると考えております。

来訪目的としては、天保水滸伝に関する歴史や文化への関心、町広報誌や観光協

会の取組を通じて施設を知ったことによる来訪などがあるものと捉えております。

一方で、来訪者の属性や満足度などの詳細な分析については、観光協会においても現時点では十分に実施出来ていない状況であり、今後の課題として認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

この増加傾向は、生かさない手はありません。例えば、東庄町での経済活動を活発化させるという意味では、町内飲食店とコラボや連携をするもの面白いかもしれません。まだまだ伸び代はあるのかなと思います。とはいえ、ガイドの会の方々達の頑張りには感謝しております。この来訪者増加をチャンスとして、より活気づくと理想であり、それには多様なアイデアが必要です。是非関わりのある職員の方々にもアイデアを頂ければ幸いです。

現状、ガイドの会の方々との意見交流の場を設けたり、関係する職員の方々が両施設を見学に行ったりはしているのでしょうか。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

議員のご指摘のとおり、観光ガイドの会の皆様には、来訪者への案内活動を通じて、町の観光振興に大きく貢献しており、その役割は増していると認識しております。

現状では、観光ガイドの会との意見交流や会合については、観光協会が主体となる場を設けているわけではございませんが、町職員が事務局として観光ガイドの会からの意見や要望を観光協会の会議等で反映させる役割を担っております。

こうした仕組みを通じて、観光協会と観光ガイドの会が連携し、活動を進められるよう努めております。

町職員としては、事務局の役割を更に強化し、観光協会会員との意見交流の場を充実させることが重要であると考えております。

具体的な課題を共有しながら、観光協会と観光ガイドの会が、より円滑に連携出

来るよう、調整を図ってまいります。

また、施設の現状把握については、観光協会と連携しながら、必要に応じて職員が現場の状況を確認し、課題の整理や改善に向けた支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

連携強化を、是非お願いしたいと思います。議員の皆様も、行ったことのない方は、是非行ってみてください。

続いて、質問要旨の２、充実した施設にするための支援は出来ないかということですが、管理している観光ガイドの皆さんの高齢化という問題もありますので、共に活動する新たな人員も必要となります。

例えば、地域おこし協力隊の協力や中学生ボランティアを募るというのはいかがでしょうか。学生時代のボランティアの活動は、成長の糧にもなりますし、内申書にも、もし書くことが出来れば、双方にとってプラスとなります。また、郷土愛の形成にもつながります。それから、予算的な支援も今後出来ないでしょうか。老朽化に伴い、施設の補修や備品の購入など、現状では決して十分とは言えない状況です。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

観光ガイドの会は、観光協会からの助成金を受けて運営されており、これまで本町の観光振興や来訪者への案内に大きく尽力いただいているところであり、その活動は大変重要であると認識しております。

一方で、議員ご指摘のとおり、会員の高齢化は今後の施設運営や案内体制を考える上での課題であると認識しており、観光会館及び天保水滸伝遺品館をより充実した施設として本町のＰＲにつなげていくためには、幅広い世代の関わりを広げていくことが大切であると考えております。議員からご提案のございました地域おこし

協力隊の活用につきましては、観光振興や情報発信、施設運営の補助といった面で力を発揮していただける可能性があるものと考えております。

また、中学生をはじめとする若い世代が地域の歴史や観光に関心を持ち、関わる機会を作ることは、学びや成長につながると共に、郷土愛の醸成という面からも、意味のあることと受け止めております。

今後につきましては、観光協会や関係団体、教育委員会とも連携しながら、どのような形で幅広い世代の参加や協力を得られるか研究してまいりたいと考えております。

また、施設の維持管理や環境整備につきましては、必要な補修等を行いながら、来訪者の皆様に気持ちよく利用していただけるよう、努めてまいります。本年は、展示室の床面につきましては改修を予定しており、その他の備品等につきましても、必要性や優先度を見極めながら、観光協会と連携して、対応してまいります。

以上でございます。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

まさに今、若い世代の協力が必要です。活動を通じて、町への関心を高める効果もあると思いますので、是非ご検討ください。

それから、建物に関しては、入館料を頂いて見てもらうわけですから、それなりの見栄えも大事かなと思います。町が管理していると思っているお客さんもいると思いますので、町全体のイメージを落とさないためにも、必要な修繕や補修、何とぞよろしくお願いいたします。

そして、ちょうど最後になりますけれども、手始めに出来ることとして、観光協会のホームページへの情報を今よりも充実させてはいかがでしょうか。現状では、天保水滸伝遺品館の簡単な説明は載っていますけれども、定休日や営業時間の記載すらありません。これでは、来てほしいのか、そうでないのか分かりません。最後の質問です。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

ご指摘のとおり、ホームページにおける情報発信の充実は、来訪者の利便性向上のためにも大変重要であると認識しております。観光協会のホームページにつきましては、定休日、営業時間、アクセス情報など、来訪前に必要となる基本的な情報を分かりやすく掲載することが重要であると考えております。観光協会と連携をし、必要な情報が適切に伝わるよう、掲載内容の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（栁堀　忠君）

４番、岩井弘晃君。

４番（岩井弘晃君）

ホームページに載っている他の施設に関しても、東庄町観光をする際に必要な情報は最低限、置いておくべきなのかなと思います。

最後に、観光振興に関して、執行部の皆さんに頼るだけではなくて、観光協会での議論も盛り上げながら、見て楽しい、食べて楽しい、来て楽しい、そんな東庄町にしていきたいと考えております。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（栁堀　忠君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（栁堀　忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

（午後　３時２２分　散会）